

令和3年12月14日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)			
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春	2番 大川徹也	3番 原直弘
	4番 吉田豊	5番 田中静雄	6番 原田希
	7番 吉富隆	8番 大川隆城	9番 寺崎太彦
	10番 中山五雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平	副町長 財津勝記	
	教育長 野口敏雄	会計管理者 橋本真美	
	総務課長 矢動丸栄二	まち・ひと・しごと創生課 河上昌弘	
	財政課長 川原俊史	危機管理対策監 弥永正一	
	建設課長 高島真幸	産業課長兼 農業委員会事務局長 日高泰明	
	住民課長 扇智布由	健康福祉課長 江島朋子	
	税務課長 森園敦志	教育委員会事務局長 中島洋	
	生涯学習課長 小川成弘	文化課長 宗雲英則	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次	議会事務局主事 松田望	

議事日程 令和3年12月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明  
（議案第58号 諮問第1号）

日程第2 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	9番 寺崎太彦	1. 健康対策について 2. 有害鳥獣対策について
6	3番 原直弘	1. 防災対策について 2. 中心市街地（イオン跡地）の再開発について 3. 新型コロナウイルス感染症対策について
7	6番 原田希	1. 中心市街地活性化事業について 2. 通学路の安全対策について
8	1番 鈴木千春	1. パートナーシップ宣誓制度について 2. 中心市街地活性化事業について 3. 農業支援の取組について
9	2番 大川徹也	1. 町の資産の利活用について 2. 町の情報の共有について 3. 町長の政治姿勢について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第1. 追加議案一括上程、提案理由の概要説明。

追加議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

追加議案の提案をさせていただきます。

---

#### 議案第58号

上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を上峰町固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2558番地90

氏 名 石 川 富美夫

生年月日 昭和24年10月6日

令和3年12月14日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

農林事務所長を経験され、行政への理解が深い方でございます。

---

#### 諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田345番地1

氏 名 鶴 田 正 彦

生年月日 昭和26年11月28日

令和3年12月14日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

義務教育制の先生の経験があり、人権意識の高い方であります。

以上、1追加議案、1諮問の提案をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

ただいま町長より1議案と1諮問が一括上程されました。

以上で提案理由の説明を終わります。

次へ進みます。

#### 日程第2 一般質問

**○議長（中山五雄君）**

日程第2．一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、9番寺崎太彦君よりお願いします。

**○9番（寺崎太彦君）**

皆さんおはようございます。9番寺崎太彦です。ただいま議長の許可が下りましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目、質問事項1点目として、健康対策について、質問要旨1として新型コロナワクチンの年代別接種状況と11歳以下の接種はとしております。

今、お隣の韓国では爆発的に感染者が増えており、また、世界を見渡すと新たな変異株、オミクロン株が出てきて、日本にも入ってくるのではないかという状況の中で、先月の11月末には2回目の接種が終わったということですので、関連を聞いていきたいと思えます。

それから、質問要旨2として、線虫がん検査への補助は出来ないのか。

がん検査の中で、テレビ報道で、尿1滴で全身網羅的ながん検査が出来、また、がんに対する高い精度があり、早期がんにも高い精度があり、安価でがん検査が出来るということ。まるで夢のようなのではないかと思ひ、課長の考えを聞いていきたいと思えます。

それから、大きな質問事項2として、有害鳥獣対策について。

今現在、上峰町内では地域支援員の方が有害鳥獣対策をされておりますけれども、最近、アライグマが増えているのではないかと思ひ、有害鳥獣の捕獲状況、また、報奨金の交付状況はどのようになっているかを聞いていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

それでは、質問事項の1番、健康対策について、質問要旨の1番、新型コロナワクチンの年代別接種状況と11歳以下の接種はということ、執行部の答弁を求めます。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

皆様おはようございます。寺崎議員の質問事項1、要旨1に関して答弁をいたします。

令和3年11月30日現在、12歳から19歳の接種率は1回目75.9%、2回目72.1%、20歳から29歳の接種率は1回目73.8%、2回目72.0%、30歳から39歳の接種率は1回目77.4%、2回目75.9%、40歳から49歳の接種率は1回目82.2%、2回目81.1%、50歳から59歳の接種率は1回目87.5%、2回目86.9%、60歳から64歳の接種率は1回目89.3%、2回目88.5%、65歳以上の接種率は1回目92.8%、2回目92.3%となっております。

住民基本台帳の上峰町人口で算出しますと、1回目接種が74.1%、2回目接種が73.1%となっております。5歳以上11歳以下の方への接種に関しましては、令和3年11月16日付、厚生労働省健康局健康課予防接種から事務連絡が発出され、今後、小児への接種を行うこととされた場合に、2回接種を行うことを前提に、自治体における実施体制及び接種実施医療機

関の確保と接種体制の準備について示されたところです。

小児用のワクチンについて薬事承認に至った場合には、予防接種法関係の法令改正等を経て、早ければ2022年2月ごろから小児を対象とした接種が可能となる可能性があるということを示されました。現在、当町におきましても国の事務連絡に沿って接種体制の確保等、医療機関との調整を行っております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

#### ○9番（寺崎太彦君）

詳しく答弁いただきました。接種状況に関しては、年齢が上がるにつれなのか、増えているような状況ではないかと思えます。また、前回お聞きしたときは、全体とパーセント1回目終わった人が73.5%、2回目が60.7%ですので、全体としても13ポイントほど上がっている状況ではないか。また、前回聞いたときは、60.7%の方が終わって、そのときまだ打っていない人が約2,000名ほどおられるということでした。今回、73.1%ということは1,200人ぐらいですかね、打っていない方が。まだ1,200人ほど打っておられない。この方は、はなからちょっとワクチンは打たないという方もおられるかもしれませんが、中には、ちょっといろいろ私も話を聞いたら、副反応が怖いから様子を見てからしたいとかいう方も私の身の周りにもおられたんですね。その方々が、全然打っていないけど、今からワクチンを打ちたいという方への対応はようになっていくのか、そこを教えてください。

#### ○健康福祉課長（江島朋子君）

未接種の方の対応になりますが、これからも希望される方につきましては、国のほうとしても対応するようという指示がっております。今後、1、2回目の接種を希望される方については随時対応していきたいと思っておりますし、現在も対応しているところでございます。

以上でございます。

#### ○9番（寺崎太彦君）

未接種の方も対応していくということで、これから考える方も出てくるかと思えます。

そこで、ちょっとさっきも言いましたけれども、一番気にされているのが、副反応が私の周りでも女性の方がかなりきつかったとか、かなり聞きます。

町内でどのような副反応がどれくらい出たのか、そこをお示しできればお願いいたします。

#### ○健康福祉課長（江島朋子君）

町内の副反応の方の状況でございますが、接種後の腕が腫れたりですとか、発熱ですとか、倦怠感というような症状は接種会場で2回目を接種される方については聞き及んでいるところでございますが、皆様はその報告を担当課に報告されているわけではございませんで、数については把握をしておりますが、1件、副反応のアレルギー症状として役場のほうに正式に申請をされた経緯がございます。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

そうすると、重篤なと言っていいのか、アレルギー性の副反応があった方が大体約1名ということだったのかなど。そういうことをできればもう少しPRしたら、もう少しワクチンを打つ方が増えていくのかなと思います。

また、打っていない方への対応というのは期限があるのか。ワクチンも生もので有効期限があると思いますので、期限とかは決めてあるのかないか教えてください。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

1点、先ほどのアレルギー症状の方でございますが、こちらについては重篤な方ではございませんで、軽度のアレルギーの症状の方でございました。

接種の期限についてですが、こちらは事業としては来年の9月までということ国が示しております。ですので、当面は9月まで1回目接種、2回目接種を希望される方は接種ができるということでございます。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

重篤なことではないということ安心しました。ぜひともそういった町内の状況を一般の町民の方にお知らせしていただければいいかと思えます。

それでは、また少し関連です。今、3回目の接種に向けて予約の受付が始まっていると思います。今まで国の方針としては、間を8か月空けなければいけないと言われていたけれども、それを前倒ししようかという話も出てきておりますけれども、上峰町の場合はどのような対応になるか、お知らせください。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

3回目の接種について、8か月から前倒しの考えはということでございますが、スケジュールの前倒しについては、国が自治体に向けた説明会につきましては2回目の接種間隔を原則8か月以上として、医療機関や高齢者施設でクラスターが発生した場合などは厚生労働省に事前に相談をした上で、6か月に前倒しができることとされております。6か月に前倒しができるという正式な通知はまだありません。

今後、感染状況が大きく変わるような状態が起きた場合、ワクチンが確保できるなどの条件の下で、改めて方針を判断する必要があるかと考えております。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

国の方針としては一応今のところは8か月ということだと思えました。先ほど国の方針としては、医療機関でクラスターが発生した場合はその限りではないとか言われましたけれども、クラスターが発生したから打つのではなく、前もって打っておかないと、そこはいけな

いのかなとちょっと若干思いました。

国の方針ですので、それはしようがないとして、そしたら、町内ではひよっとするとまた前倒しになるという場合が、上峰町の場合はまた接種会場を何かつくとかいう——前回、臨時会やったですかね、説明ありましたけれども、そういった場合、上峰町の場合、前倒した場合、前倒しに対応できるのか。施設が建設しないといけないから、対応できるのかどうか、お聞きしたいと思います。

#### ○健康福祉課長（江島朋子君）

接種会場とそれに関連する接種についての御質問だったかと思います。

10月末の臨時議会において、仮設の設置会場をということで予算関係等お認めをいただきまして、その後、準備を進めているところでございます。

集団接種を予定では2月頃から予定をしております、例えば、前倒しとなった場合はどうするかということでございますが、今、医療機関のほうと調整をしていただかせていただいております。医療機関のほうで先行して、個別接種のほうから先行して行うような形を取りたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○9番（寺崎太彦君）

その接種に向けて8か月というのも、何かひよっとすると、今は佐賀県内も、日本全国落ち着いている状況なんですけれども、これからまた感染が拡大してくると、その期間が前倒しになる可能性も十分にあるのかなと。それに向けて、ぜひとも対応できるようにしていただきたいと思います。

また、3回目のワクチン接種になると、町内の方はほぼファイザー製のワクチンだったかと思えます。3回目のワクチンの場合、ワクチン自体、ファイザー製が足りないのではないかとされておりまして。なので、交差交互ですか、1回目と違うワクチンを打つとか何かいろいろ報道が出ておりますけれども、上峰町のワクチンの会社とか、そこら辺はどのようになっているのか、そこら辺を教えてください。

#### ○健康福祉課長（江島朋子君）

3回目のワクチンの種類でございます。臨時議会で御説明をしましたときには、国のほうからも原則的には同一の方には1、2回目と同一のワクチンを使用することとされておりました。その後、国の説明会におきまして、今、ファイザー製のワクチンを1、2回目のほうで当町では実施をしまいましたが、当町にもモデルナ社のワクチンが供給されるということも、これは全国どこの自治体でもそうですが、今予定されているのが、ファイザー社が6割ぐらい、モデルナ社が4割ぐらいではないだろうかというところで動いております。当町におきましてもモデルナ社のワクチンの受入れをするための準備をしているところでございます。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

ファイザー製が6割、モデルナ製が4割ということで、そうしますとワクチンを保管する冷蔵庫等もまた若干違ってくるのかな。そこら辺、2月に向けて間に合うのか、ちょっと心配で、また、3回目の接種に向けて、そしたら、町民の方がやっぱりファイザー製のほうがいいとか選べるのか、それとも行政で、この方はファイザー、モデルナとするのか、そこら辺はどのようになっていくのか教えてください。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

ワクチンの選択についてでございますが、現在のところ、ファイザー製のワクチンがいつ、どの時期に、どのくらい供給されるということ、それから、モデルナ社のワクチンが、これは来年の2月頃からの供給になるだろうということでございます。

当面は3回目の接種についてもファイザー製のワクチンを使用するとなっておりますが、その後、ファイザー社のワクチンとモデルナ社のワクチンが混在するといえますか、両方のワクチンを選択する形にはなるかと思えます。そこで、どの時期に、どのタイミングで、どういう形で住民の皆様が選択できるのかということは、今現在まだはっきりしておりません。分かりました段階で、住民の皆様には分かりやすいような形で広報をしたいと考えているところでございます。

また、予約の受付時にはコールセンターでそのような説明に関しては詳細を御説明した上で、住民の皆様が御理解をいただいて納得したところでの予約をしていただくという形になるかと思えます。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

そうすると、予約していても、ワクチンがどれくらい入ってくるか分からないということ、不確実な状況なのであれば、若干、予約していても、それがちょっとずれるのか、早くなるのか、ちょっと不透明なところが十分に考えられるのかな。また、先ほど言っていた11歳以下も2月から始まってくれば、余計に対象者の人数も増えるので、ちょっと混乱するのではないかと心配するのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

議員おっしゃいましたように、今後、接種の対象者、12歳以下の方が入られること、こちらについてはファイザー製の小児用の専用のワクチンとなっております。今後そういう方が増えられるのと、また、ワクチンが2種類になるということで、混乱といえますか、接種の実施方法が複雑になってまいります。その混乱を防ぐために、曜日を設定してワクチンの選定をしていくですか、時間帯を決めてワクチンを分けて接種をしていくとか、実施方法については間違いの接種のないような形で進めたいと考えておりまして、そこについても今医



療機関の先生方と協議を行っているところでございます。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

3回目の接種が目の前に迫ってきて、ワクチン供給も不確かなものがある、その間隔も前倒しになるとか、かなり不確実なことが多くて、担当課としては大変でしょうけど、しっかりやってもらいたいと思います。

また、若い方で、かかりつけ医が職場の近くで、そこで打とうかと、今年、私、相談を受けたんですけれども、何か病院に行ったら、上峰町の病院で打って下さいのごたっ感で、それとか上峰町以外の病院で、そこのお医者さんで打ってもらおうと、その病院に言っていたら、それで、その病院の方がいろいろ何か言っておけばワクチンの接種を予約してくれているものと思っていたら、自分個人で何か町に言って下さいのような感じでちょっと言われて、どげなふうになっとつとやろうとか、ちょっと相談を受けたんですよ。そこら辺の町外の医療機関との連携はどのようになっているか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

町外の医療機関との連携というところでございますが、基本的にはワクチン接種については住所地での接種ということになっております。ただ、かかりつけ医をお持ちの方については、そちらで接種をすることができるということにもなっております。

ただ、予約の状況に関してですが、そちらは市町の単位ごとで予約の受付の方法が違います。当町に関しましては、集団接種も個別接種も町のコールセンターで一括して受付を行っておりますけれども、他町におかれましては個別接種の場合は個人の病院で受付を行われるとか、市町の状況に応じて予約の方法が変わっておりますので、上峰の方が隣町、近隣の市町で接種を受けたいという場合には、その市町での予約方法に応じて医療機関に予約をしていただくという形になるかと思えます。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

すみません、ちょっともう一回確認ですけれども、基本的には町民の方は上峰町内で接種が基本なんですけれども、町外の医療機関で打ちたいというのであれば、その医療機関がある役場等で、そこに予約ということになるんですか。それとも上峰町の役場で、町外の医療機関で打ちたいんですけれどもとか相談する、ちょっとそこら辺が分からなかったのもう一度お願いいたします。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

町外の医療機関で予約をしたい場合ですけれども、町のコールセンターで当町と同じような形で一括して個別接種と集団接種を受け付けているところもございますし、医療機関の個

別接種で接種をしたい場合には、その医療機関に直接電話で予約をするというところが必要な市町もございます。なので、市町によって予約方法が違いますので、その市町の医療機関がどういう予約の方法を取っているのかということを確認をしていただいて、直接医療機関に電話をするのか、その医療機関がある所在地の役場なり市役所で予約をするのかということは確認をしていただく必要があります。

上峰町の方が町外の医療機関で接種を行われる場合、上峰町の役場に町外で打ちますとか、町外の医療機関の予約ができるということはありません。上峰町の予約はあくまでも町内の集団接種か個別接種かを選ばれる際に、当町のコールセンターで予約をしていただくという形でございます。

以上でございます。

#### ○9番（寺崎太彦君）

そしたら、町外の医療機関はその自治体の予約の方法に従ってしてくださいということですね。分かりました。

今現在、本当に落ち着いて、中には、いつまでマスクをしとかなければいけないのかという話も聞きますけれども、やはり今行っている手洗い、マスク着用など、基本的な感染防止対策等、また、発熱や風邪状況など見られる場合はすぐ病院に行き、外出しない等、新たな日常生活ですかね、それが上峰町だけではなく、日本全体の感染拡大を防ぐために行うことが必要だと私は思います。

これがどれくらい続くのか分かりませんが、課長の考え等も、そこら辺、感染対策はどこまで、どのようなことをしていけばいいのか、考えがあればお知らせください。

#### ○健康福祉課長（江島朋子君）

感染対策についてでございますが、オミクロン株という新たな変異株等も確認をされているところでございます。しかしながら、これまで同様、感染対策を徹底していただくということで予防することが可能でございます。3密を避けるですとか、マスクの着用をするとか、そういうことに関しては引き続き予防対策を講じていただきたいと思いますところでございます。この件に関しましては、今月の区長会等でも区長の皆様方をお願いをしたところでございます。また広報紙等でも引き続き周知を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

#### ○9番（寺崎太彦君）

先ほど質問した町外の医療機関に予約するとか、感染対策、しっかり町民に周知徹底していただくよう、担当課としては本当に今から大変だろうということを考えますので、しっかり対応していただくようお願いして、この項は終わります。

#### ○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、線虫がん検査への補助は出来ないのか、執行部の答弁を求めます。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

寺崎議員の質問事項1、要旨2に関して答弁をいたします。

線虫によるがん検査については、身体への負担も少なく、比較的安価で、採尿するだけで可能な、新たながん検査として注目が集まっていることは認識をしております。

現在、上峰町では、健康増進法に基づき、検診の効果が科学的に確認された国が推奨する5種類のがん検査、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、それに前立腺がん検査を行っております。費用は無料としております。検査方法についても国の指針に基づき実施しており、がんを早期発見し、適切な治療に結びつけ、がんによる死亡率を減少させ、健康寿命を少しでも延ばせるよう実施をしているところでございます。

線虫によるがん検査については、国の指針やエビデンスがないため、いろんな視点で今後議論される余地が多く残されている分野と考えておりまして、線虫によるがん検査の補助の取組は現在のところ予定はしていないところでございます。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

**○9番（寺崎太彦君）**

ちょっと考えていないということでした。実際、私もがん検診して、いろいろ5項目、がん検診ありますけれども、中には本当に検診を受けるのがきついという項目もあり、また、肺がん検診等は一応、少量ですけれども、レントゲンを撮らんといかんとか、多少なり、今現在の検診、少しデメリットと言えるのか知りませんが、ちょっと身体にダメージがあるのかな。

メリットとしては、早期発見ができるというメリットもあり、その中で、私も50過ぎでいろいろ引っかかってくるので、このがん検診の必要性は十分分かる。先ほど課長も言っていたとおり、尿1滴で全身が、本当に夢のような、眉唾物じゃないじゃないかなと思って質問を出しましたけれども、今現在、がんは日本人の2人に1人はかかって、3人に1人はがんで亡くなるという状況です。

がん検診の目的は、がんを早期発見し、適切な治療を行って、がんによる死亡を減らすことだと思います。がんの研究は日進月歩で進んでいると聞きますので、こんな線虫だけに限らず、PET検査とかありますので、よければそこら辺も考えてもらいたいと思うところでございます。

関連なんですけれども、去年がちょっとコロナでがん検診の件数というか、受診率が若干下がったとお聞きしましたけれども、今年のがん検診の受診率の数字が出ているのか、分かりませんが、そこら辺、分かったら教えてください。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

がん検診の受診率でございます。議員おっしゃいましたように、令和2年度についてはコ

ロナ禍による受診控えというのがございました。

先ほど言いました5つのがんの受診率状況でございますが、胃がんについては令和2年度が6.4%、令和3年度、現在まだ年度途中でございますが、速報値については8.6%、肺がん、令和2年度が10.5%、令和3年度の速報値が15.9%、大腸がん、令和2年度が8.5%、令和3年度の速報値が13.3%、子宮がん、令和2年度が14.9%、令和3年度速報値が12.8%、乳がん、令和2年度が13.3%、令和3年度の速報値が16.0%、このような状況でありまして、子宮がん以外は現在の速報値で既に昨年度を上回っている状況でございます。

以上でございます。

#### ○9番（寺崎太彦君）

子宮以外は前年度よりもかなり増えて、安心しているところでございます。

先ほども言ったとおり、がんに関する研究等進んでおり、PET等を含めていろいろ発見する技術等も革新されておる中で、出来ればいろいろ、今の状況がベストではないと思いますので、いろいろ考えて、もしよければそういった先進的な予防検査、そこに補助等ができるようにしてもらえればいいのかなと思います。ぜひとも今後検討してもらいたい。最後は、今後、今現在以外の先進的なものがあれば検討できるのか、お聞きしたいと思います。

#### ○健康福祉課長（江島朋子君）

先進的な検査の補助が出来るのかということでございますが、来年度、当課のほうで今計画しておりますのが、郵送による大腸がん検診ということのを計画しております。これまで採便をしたものを持ってきていただくというような形を取ってございましたけれども、検査キットを自宅に送っていただき、郵送で検査の容器を返送することで、簡易的に検査結果が自宅に届くような形のを今計画をしております。そちらについては、申込方法についてもスマートフォンでQRコードを読み込んで申込みをするすとか、電話で申込みをするすとか、ファクスで申込みをするすというような、お勤めの方でも自宅で検査ができるというような体制を取る予定をしております。

こちらについては先進的などいいますか、今までと違ったやり方でのがん検診を当町が費用についても持つような形をしておりますので、新たな取組として行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○9番（寺崎太彦君）

先ほど課長から新たな取組をお示ししていただきました。ぜひとも、それに限らずいろいろなことをやってもらいたいと思います。

また、先ほどがん検診の受診率を申されましたけれども、子宮がんが唯一落ちているということでした。今現在されているがん検診の有効性としては、子宮がん検診の8割がかなり有効性があるということでしたので、ぜひとも、これは数値が落ちているということでの

で、受診率向上に向けた取組をぜひともですね、まだ今年も終わっていませんので、担当課としてはコロナ対応等忙しいでしょうけれども、ここら辺の受診率を上げるような取組をやってもらいたいと思います。

この項は以上で終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問事項の2番、有害鳥獣対策について、質問要旨、有害鳥獣の捕獲状況は。また、報奨金の交付状況は、執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（日高泰明君）**

皆様おはようございます。寺崎太彦議員御質問の質問事項2、要旨1について答弁させていただきます。

令和3年度の11月までの有害鳥獣の捕獲状況は、猟友会によりイノシシ22頭、サギ類1羽、集落支援員によりイノシシ3頭、アライグマ45頭、イタチ17頭、タヌキ14頭、カラス10羽を駆除しています。

捕獲報奨金は年度終了後に一括して交付されますが、猟友会のイノシシ22頭については交付対象となるところでございます。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

詳しく説明していただきました。

この捕獲数の増減はどのようになっているか。また、その報奨金ですかね、イノシシ1頭当たり幾らか、それとまた、支払う対象者は猟友会なのか、個人なのか、そこら辺はどのようになっているか、お知らせください。

**○産業課長（日高泰明君）**

議員御質問の、まず捕獲数の増減でございますが、前年の11月までと比べますと若干減っている状況でございます。前年11月までの数字を申し上げますと、アライグマで11月までが77頭でございます。イタチが11月までで22頭、タヌキが16頭、カラス10羽と、イノシシは0でございます。これに比べますと、捕獲数としましては減っている状況でございます。先ほどの分は集落支援員の分でございます。

猟友会の捕獲数についてでございますが、猟友会の捕獲数についても11月までの数と比べますと、猟友会の分は若干減っている状況でございます。

この捕獲数の増減でございますが、前年の捕獲の総数が多分に捕獲をしておいたものから、総数的なところでの減少が起こっているのではないかというふうなところでも考えられるところでございます。

次に、捕獲報奨金の金額でございますが、国からイノシシ1頭に対しまして7千円と、ア

ライグマ1頭に対しまして千円の国庫からの報奨金がございます。あと、県単での報奨金がございます。イノシシにつきましては5千円と、アライグマにつきましては2千円の報奨金が増えられます。平たく、イノシシの成獣1頭ですと12千円の報奨金があるところでございます。

この報奨金の支出につきましては、鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会のほうで補助金を受け入れ、支払うところでございます。もちろん、猟友会の捕獲された方、個人の方にお支払いするようとなっております。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

若干報奨金で分からなかった。イノシシが、12千円、アライグマも報奨金が出るということで、さっき千円とか、アライグマは何か増えはあるのかなのか、ちょっと教えてください。

**○産業課長（日高泰明君）**

アライグマの報奨金につきましては、国庫から千円ございまして、県単も増えで2千円がなされるところでございます。合計しますと3千円となります。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

イノシシのような大きなのは狩猟免許がないと捕れないと思うんですけど、アライグマ等、小さなのは捕まえることは——個人で狩猟免許を持たない人が捕まえて、それをちょっと捕まえましたといって報奨金をもらえるものなのかどうか、お知らせください。

**○産業課長（日高泰明君）**

寺崎議員御質問の個人での狩猟での報奨金の支出についてかと思えますけれども、鳥栖三養基地区広域駆除対策協議会で捕獲隊というふうなところでの登録のところでは猟友会のほうが登録され、その中での捕獲についてこの報奨金がなされるものでありますので、個人様がお宅のほうで小さなわなを買って捕獲された分につきましては対象となるところではございません。対象とはならないところでございます。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

そうすると、報奨金の対象は猟友会の会員の個人さんということですね。分かりました。

今現在、上峰町の有害鳥獣対策地域支援員や猟友会の方々がされておりますけれども、今現在、上峰町でも有害鳥獣駆除の担い手として上峰町の有志の方というか、狩猟免許取得に担い手として補助を出しておるところですけれども、その狩猟免許の補助を出しておられますけれども、免許を取って、またその会員登録ですか、狩猟会に登録するのが年間30千円ぐらいかかるというか、かなり金額的にちょっときついなという話も聞きます。これに補

助等は今あっているのか、どのようになっているのか、お知らせください。

**○産業課長（日高泰明君）**

寺崎議員御質問のところは、年間の維持するお金に補助が出ているかどうかについてかと思えます。結果的に言いますと、年間の維持管理するような、免許の再更新するような、年間また登録するようなところの費用について補助を出しているところではございません。

この免許の取得について、わな猟免許につきましては、そのわなの免許、また講習を受ける金額、そういったところにつきましては100%補助を出し、銃の購入につきましては200千円までの補助を出しているところではございます。年間の更新については出しておるところではございません。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

先ほど答弁していただきました。免許を取るのに少し補助をやって、銃購入に200千円補助ということでした。

私も登録しないと銃を一切使えないということです。結構高いねとお聞きしたら、この中に銃を扱うからいろいろな保険等もあるからこのぐらいなのかなとか言われました。実際、年間30千円、銃も買って有害駆除をしようと思ったんですけども、この金額がちょっと高いと言われて、去年は登録していたけど、今年はちょっとできなかったということでした。

銃を買って、基本、いろいろ、やっぱり銃ですから、弾を幾ら消費したとか、かなり嚴重になっております。それで、その銃を3年間使っていなかったら、その銃は眠り銃として返納の対象になるということでした。そしたら、警察に取られるのとか、ちょっとお聞きしたい。そんな感じですね。3年間全く使っていなかったら、銃を返納しなければならない。

だから、ちょっと金銭的にかなり苦しいと言われております。そこら辺、ちょっとその有害鳥獣の担い手として、免許の取得の補助はされておりますけど、維持するのにもう少し補助を考えたほうがいいのかと思いますけれども、再度課長の答弁をお願いします。

**○産業課長（日高泰明君）**

議員御質問のところの経費につきましては、捕獲するための経費というふうなところと考えるところではございます。もちろん報奨金の算出の金額につきましては、そういった弾代でありますとか、猟をかけるところの交通費でありますとか、そういった日当を含めまして、そういったところの経費から算定しましたところで報奨金の額が決められておるんではないかというふうなところで考えます。

もちろん市町でも単独的なところで報奨金を出されているところもありますし、また、この報奨金の金額につきましても広域協議会のほうで見直すような流れもあっておりますので、実質的にどれぐらいの負担があっているのかを把握しまして、今後検討してまいりたいというふうなところで考えるところではございます。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

実際、狩猟会に登録しないと銃を使えない。また、入らなければ、クレー射撃等で実際講習を受けて、それをするといいかを聞きます。でも、やっぱりクレー射撃、弾代とかその場所代ももちろんお金がかかる。それにはやはり銃の扱い方を、日頃から扱って、その人のスキルアップのためもあるのかな。そこら辺もちょっとお金がかかるということなので、もう少し考えていてもらいたいなと私個人としては思いますけれども、そこら辺も、クレー射撃等もお金がかかりますので、そこら辺、もう一度御答弁をお願いいたします。

**○産業課長（日高泰明君）**

議員御質問のところ、クレー射撃でありますとか、そういったスキルアップのためのところの経費も含めたところでの助成はどうかというふうなところの考えかと思えます。

町としましては、この有害鳥獣の駆除につきましては猟友会、狩猟愛好家様たちの団体とっております。そういったところに委託をしております。

内容としましては、そういった狩猟ができる、狩猟を趣味としていらっしゃる方をお願いをして、この有害鳥獣の駆除も行っていただくというふうな趣旨で、ボランティア的な要素もあるのかなと思えます。クレー射撃も趣味の一環のところ、どれほどまでがこの有害鳥獣の捕獲で経費を見られるかにつきましては、かなり難しいところもあるかと思えます。そういった中で、今の段階で報奨金の額を定め、運用している段階でございますので、町独自ではなく、広域協議会の中で設けてやっておりますので、広域協議会の中でもこういったことを話題にし、また、本人のスキルアップ、趣味の世界のところと有害鳥獣のところをそれを活用してやっていただけるというふうなところも勘案しまして、そういった内容につきましてはまた考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

私、ちょっと早く終わるのかなと思ったんですけども、有害鳥獣対策ですね、狩猟会ですね、趣味の世界とか言われて、そう言ったら身も蓋もなくなるんじゃないのかな。

イノシシを駆除してくださいとか言ったら、そしたら、狩猟ですから、もう少し脂が乗ってからちょっと駆除せんといかんとか、やはり農家さんはそんなことを言ってら、早く駆除してもらいたい。そこら辺ですね、ちょっと大分考え方が違ってくるのかなと思えます。趣味の世界ですからとか言われてもですね。有害鳥獣の担い手として免許取得に補助を出すのであれば、しかもその駆除する崇高な、ボランティアかもしれないけれども、何かしらもう少し補助を考えていただければなと思えます。

それから、その点と、また、イノシシは解体して肉になるかもしれないけれども、アライグマ等は捕獲して殺されて、その場合の処分はどのようにされているのか、お聞きしたい



と思います。

**○産業課長（日高泰明君）**

アライグマ、そういった小動物の捕獲につきましては、捕獲現場での埋設を基本として処分しております。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

そしたら、端的に言うと、庭で捕ったら、そこの庭で埋めるということですか。やはり何か町として、ここに埋めますとかせんと、ちょっと庭に埋めるとか、地主さんが、いや、それは困るよと言われたらどうされます。

**○産業課長（日高泰明君）**

捕獲現場を基本とするというふうなところで申し上げたところでございまして、主に山林で捕獲をしますので、そういった山林の中で現地の埋設を基本としているというふうなところでございます。また、住宅地でございますと、また、山林、公有地のほうにまた処分するようなところを確保しまして、そこでの埋設も行っているところでございます。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

銃の補助をもう少し考えてもらい、また、埋設等をもう少しですね、ここに埋めますと、ちゃんとしっかりとしなければ、そこの地主さんが、うんにゃ、ここは埋めちゃでけんよとか言わらんないそこは埋められんけんですね。そこをちゃんとしっかり決めておかなければ、埋めるか、焼却するか、2つに1つかと思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

**○産業課長（日高泰明君）**

小動物の捕獲につきまして、焼却処分のほうは現在やっているところでもございませぬし、また、受け入れてもらえるところもございませぬので、埋設の処分となっているところでございます。

以上でございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

だから、埋設する場所をちゃんとしっかり町で用意しとかなければ、課長、どこに埋めているか分からないでしょう、今現在。ちゃんとそこら辺はしっかりしていかなければ私はなりませんので、もう一度答弁をお願いします。

**○産業課長（日高泰明君）**

埋設する場所につきましては、山手のほうに土地のお話をしまして現在のところ埋設をしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（中山五雄君）**

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時43分 休憩

午前11時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

3番原直弘君、お願いします。

○3番（原 直弘君）

皆様おはようございます。3番原直弘でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

質問事項は大きく分けて3点でございます。まず1点目は、防災対策についてということで、要旨1として、8月の大雨時の冠水被害を踏まえた対策について上げております。

防災対策につきましては、住民の生命と財産を守る上で重要となる事前防災の取組を加速化する必要があると考えます。

本年度においては、水害を軽減させる流域治水の構築を図ることを目的とした佐賀県流域治水推進事業の補助金を活用し調査をされていますので、その調査の進捗状況及び冠水対策におけるクリークの利用など、重点的にお尋ねしたいと思っております。

次に、要旨2として、災害見舞金等の支援について上げております。

今年の8月の大雨時に11件の床下浸水被害がありましたが、9月議会において、その方々に対する災害見舞金の支給や、今後、被害に遭われた方に対する支援の考え方についてお尋ねしたところ、他の市町に劣らない支援策を構築し、検討していきたいとの回答をいただいておりますので、どのような支援を検討されているのか、お尋ねしたいと思っております。

次に、要旨3として、消防団の装備の充実化について上げております。

近年、集中豪雨や極度な高温などの異常気象などが頻発して発生しており、災害に対応する装備品の増強は急務であります。

今年の8月の大雨時において、災害活動に欠かせない装備品や資材の不足があったということでしたので、どのようなスケジュールで装備品の取得を進めていかれるのか、お尋ねしたいと思っております。

また、8月の大雨時には消防団による防災活動や住民の安否確認が行われておりますが、

その活動に必要な装備が整っていなかったため、緊急的に消防団の経費で装備品を購入されております。

本来、消防団活動に必要な装備品は町が購入し、各消防団に配備するべきものであるため、8月の大雨時に消防団が購入した装備の経費は公金において支出すべきであると9月の議会でお尋ねしたところ、補助等による対応が必要との考えを示されましたので、その点についてお尋ねしたいと思っております。

2点目は、中心市街地（イオン跡地）の再開発の現在の進捗状況と今後のスケジュールについて質問を上げております。

イオン閉店から2年と9か月が過ぎ、ようやく旧イオン建屋の解体工事が始まりました。中心市街地の再開発が目に見える形で始まったわけですが、この再開発が大規模なプロジェクトゆえに再開発の先行きに期待と不安が交差しております。その不安の真因は再開発に伴う町費の負担や再開発後の維持管理等に係る町費の負担がどれぐらいかかるかという点です。

8月の臨時議会において旧イオンの建物の解体とくいの撤去等の貸付金の費用で約14億円が予算計上されておりますので、その点を含めての進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

3点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてということで、要旨1として、ワクチン接種の状況及び今後のスケジュールについて上げております。

今現在、全国の新規感染者数は今年の夏以降で最も低い水準で推移しておりますが、感染力が高い可能性がある新たな変異ウイルス、オミクロン株が日本を含め世界各地で確認されており、予断を許さない状況が続いております。

コロナウイルスワクチンの3回目の接種については、国は接種間隔を2回目の接種から原則8か月とする一方で、自治体の判断で6か月後からの接種も認めるとする新たな方針が示されていますので、その対応を含めて現在の状況と今後のスケジュールをお尋ねしたいと思っております。

次に、要旨2として、今後の感染防止対策について上げております。

新型コロナウイルスについては、今後もデルタ株やオミクロン株に続く新たな変異ウイルスが出てくるものと予測されますので、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた対策は早急に行う必要があると思います。

感染対策に力を入れてほしい施設として、学校などの教育施設、役場などの行政機関が強く望まれていますので、これらの施設に対する対策の考えをお尋ねしたいと思っております。

以上3点でございます。よろしくお願いいたします。

なお、質問内容について、昨日からの同僚議員の質問と重複するところもありますが、回答方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（中山五雄君）**

それでは、防災対策について、質問事項の1番、質問要旨の1番、8月の大雨時の冠水被害を踏まえた対策について、執行部の答弁を求めます。

**○危機管理対策監（弥永正一君）**

皆さんおはようございます。私のほうからは、原議員の質問事項1、質問要旨2の御質問に対しお答えいたします。

町では、本年8月の豪雨を踏まえ、関係各課が相互に連携しつつ所管するハード・ソフト対策についてできるところから推進するよう取り組んでおります。

ハード対策としましては、流域治水推進事業補助金を活用した道路冠水対策や農村地域減災事業の採択を受けた外記のため池整備、土砂が堆積した河川のしゅんせつ等があります。

ソフト対策としましては、消防団の活動に必要な備品整備を含めた連携強化や、可搬型排水ポンプによる非常時の緊急排水、コロナ感染症対策も含めた避難所環境の整備等があると考えております。

また、県の内水対策プロジェクトに歩調を合わせまして、クリークの事前放流や田んぼダム事業についても土地改良区等の農業関係団体と調整を図りながら取り組んでいく必要があると考えています。

以上、原議員への質問の答弁を終わります。

**○建設課長（高島真幸君）**

皆様おはようございます。私のほうからは原議員の質問事項1、質問要旨1において、佐賀県流域治水推進事業費補助金を活用した調査等についての御質問がありましたので、こちらについて答弁させていただきます。

ほかの議員からも同様の質問がなされていますので、同様の答弁となることをまずもって御了承ください。

佐賀県流域治水推進事業費補助金につきましては、今月に補助金の交付決定を受け、現在発注の手続を進めているところであります。

また、佐賀県農山漁村課において令和元年度から令和3年度までの大雨を反映した佐賀平野の浸水シミュレーションデータの作成を行うと聞いております。

このデータについては、県内の市町と共有を行うとのことで、そのデータの活用を含め県と連絡調整等を図り、事業の推進に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**○3番（原 直弘君）**

まず、昨日ですね、ちょっと管理監から内水対策プロジェクトチームが設置された件で、答弁の中に具体的な対策で10ちょっとぐらいこう事業を上げられたと思うんですけど、その中で上峰町で活用できるんじゃないかというのが幾つか頭に残りましたので、4つほどです

ね、クリークの事前放流事業、排水ポンプ車の導入事業、排水機の機能向上事業、防災カメラ活用事業だったと思うんですけど、その辺についてはちょっと文言がですね、語句が違うかもしれませんが、その4つですね、それについてまず説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### ○危機管理対策監（弥永正一君）

県の内水対策プロジェクトの中身についての御質問でございます。

これはあくまでも県の対策でございますので、私の承知している部分だけになるかもしれませんが、詳細は分からないところがあるかもしれませんが、承知している部分について御説明をいたします。

まずは、クリークの事前放流事業でございます。これはどういうことかといいますと、大雨の前にクリークの農業用水を放流して水位を、水面1メートルぐらい下げて洪水の貯留容量を確保すると、こういった事業でございます。

この問題点というのが、例えば想定降雨がなかった場合のため池じゃなくてクリークのですね、農業用水の迅速な補給といったところが課題になってくると、そういったものでございます。

排水ポンプ車の導入でございました。これにつきましては排水機場が故障したときなど緊急的な対応を行うために排水ポンプ車を県が導入するものでございます。今、出水期までに取得を予定しております。8トンクラスの車両を5台というふうに聞いております。ここの課題はですね、例えば、5台ですので、派遣先の調整とか、実費負担が生じますので、実費負担の割合とか、こういったところが課題になってくるといふふうに思っております。

あと排水機場の機能向上ですね、（発言する者あり）排水機場です。これはこの前8月の豪雨で排水機場が故障したところがございましたけれども、そこを修理するのではなくて、さらに機能向上を含めて能力強化をやっていくということで、これにつきましては、排水機場の耐水化、例えば、これは短期的、中期的な課題として耐水化、あとポンプの能力の増強、これは中長期的な課題として機能向上を図っていくといったものでございます。

ここの課題につきましては、要はポンプを増強すれば排水先の河川の入力の調整が必要です。排水先の河川が今度にあふれると困りますので、その調整が必要だといったところでございます。

それと、防災カメラの活用の件でございます。これは内水のおそれのある地域へ防災カメラやセンサー等を設置して状況の把握、実行部隊との共有等をやるということでございます。これにつきましては、設置場所の選定が課題になってくるといったものでございます。

議員から御質問があった点は以上だったと思いますが、以上でございます。

### ○3番（原 直弘君）

ちなみに、今の4つの事業の中で排水ポンプ車の導入は県が導入と、そしたら、排水機場

の機能向上はあくまでも今設置してある河川に放流する一番南側のあの部分の分ということですね。ああなるほど。（発言する者あり）ちょっと後ほどですね。

ということは、このクリークの事前放流事業と、例えばですよ、今回町が直接的に、排水ポンプは県が導入して各市町に（発言する者あり）じゃない、（発言する者あり）すみません、もう一回お願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

恐らく県が申し上げている流域治水対策は国、県として対処をするという前提で、排水機場、今既存の施設の排水機場の更新機能向上については県に要望を中長期的に行い、短期的には特に六角川周辺で排水機場に水がかぶっちゃって運転が停止したというようなことが報じられておりましたので、制水をするような措置を考えるということだと思います。

ポンプ車については、大型ポンプ車は福岡市や福岡県はそろえてきておりますけれども、佐賀県は持っていなかったもので、8トンクラスを入れるということと、事前放流については、これは前から言われています低水管理、事前放流、カメラについての設置については県単独で行われることだと思います。

本町におきましても、低水管理を行うためのため池の機能強化、これは県営事業で行っていきたいと考えているところです。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

ということは、ちょっと今説明を受けた中で、私は名前だけ聞いて町で活用できるんじゃないかと思っていたんですけど、直接的にはどれも町が恩恵を受ける分は、今のところ上峰町が恩恵を受ける分はないということですかね。それとも、以降にですよ、こういう事業に伴って補助金をいただけるような形での、それが可能かどうか、ちょっとまずお聞きしたいと思っておりますけど、お願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

十分に、まず事前放流をするためには機能強化をしなきゃいけませんので、本町でいうと耕地整理ため池をもう機能強化していただいております。これから外記のため池を県営事業で、上坊所の皆様方のほご説明会をさせていただいた後進めていくということ、また、カメラについては、これまで流域治水メニューとして県のほうで私どもは把握しておりませんでした。これからそういうメニューが掲げられれば補助申請して、設置を見ていくことは十分可能じゃないかというふうに考えておりますし、ポンプ車はですね、8トンクラスはなかなか、確かに町の町道の範囲だと入れられるところが少ないじゃないか、もっと大きな河川を前提とした導入をされる予定なんじゃないかなというふうに思いますけれども、筑後川河川からバックウォーターしてきたものが内水氾濫することに対処するためには、やはりポンプで排水するという事は非常に重要なので、本町としてはこのポンプ車以外にも可搬式ポン

プ等のメニューがあればよいなど、今から情報を取っていきたいと思っています。

単独で町で可搬式の導入は緊急措置として行っていくことも考えております。

また、排水機については、制水措置だけと今のところメニューはなっているのかもしれませんが、排水機本来の機能向上についても県が何らかの予算等を配る可能性もありますので、その点も見守りながら、本町でいう江見堤、そして江見上堤の排水機場について何らかの措置を、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の1市3町で要望活動を強めていきたいと。今後、筑後川河川事務所にも要望していきたいと思っています。

### ○3番（原 直弘君）

今、町長が申されたように、もうこれからも要望活動で、できるだけ強い要望ということをお願いしたいと思いますと同時に、先ほどの県が対応される事業も上峰町で活用できる事業があればできるだけ早く手を挙げていただいて、予算をつけていただいてですね、実施していただくような形をお願いしたいと思います。

今、ちょっと可搬式のポンプということでのお話があったんですけど、私も町長が作業されるときに、たまたま碓地区で可搬式ポンプの作業を見ていたんですけど、なかなか能力的にね、ちょっと実態にそぐわない面があったのかと、排水機能はですよ、十分にあったかも、能力的にはぎりぎりだったかもしれないですけど、やっぱり流入する水の量がとても多くて、二、三日後ぐらいにしかちょっとはけなかったということは、根本的にやっぱり河川が一番問題なのかなと思っていますので、その辺についてはですね、例えば町自体で常設の排水ポンプ場はなかなかきついかと思うんで、やっぱり河川に対して十分な排水機能を持たせるように、先ほど申されたようなしゅんせつ工事とかですね、ぜひ要望的に進めていただいて。

今、昨日の答弁で、切通川とか、ちょっと井柳川の橋の上流下流とか言われたんですけど、やっぱり全般的にしゅんせつが必要なところがあると思うので、その辺については継続的に県に要望していただきたいと思います。

ちょっと時間がですね、なかなか、できるだけ60分という目標だったんですけど、なかなか難しいと思うので。

私はこの間の大雨時に前牟田地区の第一部消防団ですね、あれ格納庫に行く道路が冠水でつかっていて、事前に消防車を搬出した後に防災活動にされたということでちょっとお聞きしていますので、やっぱりあの周辺の道路関係についてはぜひ早急に解決していただきたいなということで思っておりますけど、いかがでしょうか。

### ○建設課長（高島真幸君）

原議員から一部格納庫周辺の道路ということで御質問がありました。

今年の8月の大雨につきましては、水がなかなか引かず、夜間においても道路がどこまでの範囲かというのが十分に分からないということで、地元の消防団の方からも道路を示す記し等があればいいという御意見もありました。そもそもあそこのところは実際、道路冠水を

していただきましたので、今後、調査等を進めながら道路のかさ上げ等も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

**○3番（原 直弘君）**

やっぱりですね、今は大雨が予測できない時期に降ったりするので、その辺については梅雨前は当然のことながら、できるだけ早急にそういう対応をしていただきたいと同時に、さきの9月議会で大雨時における蓋なし側溝の危険性ということで提起をさせていただいたんですけど、その後の対応をどのようにされるか検討されたと思うんですけど、それについてお伺いしたいと思います。

**○建設課長（高島真幸君）**

多分、大字前牟田地区だと思いますが、そちらのほうの蓋なし側溝につきましては、道路かさ上げとともに蓋ありの側溝に改修するように計画を進めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

**○3番（原 直弘君）**

この間のような冠水状況になったら、蓋なし側溝を早急に、早急にというか、対応はされてるとおっしゃいますけど、やっぱりそこら辺でもう全域的に蓋なし側溝があるわけですよね。それで、やっぱり蓋なし側溝をする前に、早急にできなかった場合はですよ、目印等をですね、ああいうのを設置した後に、とにかく人命に関わる問題になりかねませんので、それを優先させていただいて、蓋つき側溝の施工を進めていただきたいと思いますんですけど、いかがでしょうか。

**○建設課長（高島真幸君）**

蓋あり側溝に改修する場合につきましては、予算等を増大に、するようになりますので、その間につきましては、道路区域を示す水位標なりですね、そういうのをつけながら、人命等の安全を確保したいと思っております。

以上でございます。

**○3番（原 直弘君）**

その点は早急にお伺いしたいと思います。

この項の最後の質問になると思いますけど、これは8月の大雨時に限らず、地区が孤立することが多々あったんですよね。それで、車の往来ができない状況が起こって、大字江迎とか大字前牟田の一部の方なんですけど、大変困っておられたんですけど、今回9月の議会で執行部から、そのことに触れられて、地区から地元の広場を臨時的な駐車場として利用したいとの意見があって、今後地区と協議したい旨の回答をされておりますけど、その後協議がなされたのかどうか、どのように進められているのか、お尋ねしたいと思います。



**○建設課長（高島真幸君）**

9月議会以後、地元から総会等を経て、正式に要望書のほうが出ましたので、その際に区長さんを交えながらお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**○3番（原 直弘君）**

私はちょっと存じませんでした。要望書が出たわけですね。

それで実際要望書が出たということなんですけど、それについてですね、多分もうそのまま車の進入ができなかった場合ですよ、町としては一部そういう工事というか、そういう負担をするような形で考えておられるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**○建設課長（高島真幸君）**

道路かさ上げを伴う広場等につきましては、道路かさ上げに伴いまして、併せてかさ上げを行いたいとは思っております。

それ以外の方につきましては、地元と十分な協議を取りながら話し合いを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○3番（原 直弘君）**

やっぱり本当に、いつも大雨時に困られるのは下流、下流というか、上峰町の南部の方なんですよね。やっぱり私はちょっと北部に住んでいるんですけど、南部の状況を見ると、本当にやっぱり町全体で考えなければならないのかなということでは思っておりますので、できるだけ、町ができることをしていただきたいと。そして、根本的に一番解決するのは、冠水状況というか、それをもうなくすことが一番ですよ、根本的に。それがちょっとなかなか難しいので、町のほうもですよ、かさ上げなり応急的なもので対応されていくということなんですけど、今からもそういった状況でなくなることがちょっと考えられないんですよ。せいけん、できるだけ最善策を考えていただきたいと思っております。ということで、それを要望して、次の項目に移っていただきたいと思っております。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の2番、災害見舞金等の支援について、執行部の答弁を求めます。

**○危機管理対策監（弥永正一君）**

私のほうからは、原議員の質問事項1、質問要旨2に対しお答えをいたします。

自然災害により生活基盤に被害を受けた方に対する見舞い金的な性格を持つものとしては、都道府県の相互扶助による基金から拠出される被災者生活再建支援金がございますが、支給条件があるため、地域全体に一定規模の被害が生じた市町村に限定されます。

地域全体の被害規模にかかわらず支給されるものとして、佐賀県被災者生活支援金制度や

上峰町社会福祉協議会の災害見舞金等贈呈規程があるとのことですが、町独自には災害弔慰金までを規定しており、見舞金については現在のところ規定しておりません。

今後の豪雨対策の一環として、被災者の方々に対しどのような支援が必要であり、町としてどのようなものが可能なのか、関係各課とともに整理をしながら見舞金の支給につきましても、各市町の状況等を踏まえて検討しているところでございます。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

**○3番（原 直弘君）**

今答弁いただいたのは今後についてなんですけど、今回11件の床下浸水被害がありましたですね、その点についてもちょっと触れていただきたいと思いますけれども、お願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

11件の床下浸水が起こった事実を踏まえまして、現在検討を既に指示しておりますのは、弔慰金の拡充は以前行っておりますけれども、見舞金として他市町、この佐賀県内においては全壊、床上浸水、床下浸水の3つに分けて給付、1世帯当たり全壊を100千円、床上浸水50千円、床下浸水10千円とする自治体もございます。こうした様々な事例を確認しながら、当初予算で考えていきたいと考えてございます。

**○3番（原 直弘君）**

そうですね、町長の今の答弁いただいて安心したところでありますが、今までも町民や事業者に対して寄り添った施策を展開されてきたわけなんですけど、記憶に新しいものは事業者に対しての、これはちょっとコロナ禍に対する施策ということで休業支援金とか企業応援金、ハコミネ町民市ですね。あと、自然災害に対するのは、去年、農業者への一律150千円の給付金においてもウンカ、台風、コロナ禍の売上げ減少ということで、本当に町民に寄り添った施策をしていただいたわけなんですけど、やっぱり今回の11件の床下浸水被害も、もとを返せば今までになかったことなんですけど、下流域のポンプの故障による、不備によるのが原因ということで、やっぱり人災的な面も多々考えられると思うので、実際、直接今回11件の方が被害を受けていますので、ぜひそのの方々に対する応援の意味も兼ねて、見舞金ということで、ぜひ検討していただきたいと思いますので、いま一度よろしいですかね、答弁。

**○危機管理対策監（弥永正一君）**

今回、床下浸水被害に遭われた11件の方々に対しましては、例えば災害ごみの減免措置とか、消毒剤の配布とか、等々の支援はしているところでございます。見舞金につきましては、先ほど町長からお話があったとおり、これから検討していくということになります。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

そしたら、最後にぜひ支給の方向で検討していただきたいと思います。

次の項目をお願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の3番、消防団の装備の充実化について、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（矢動丸栄二君）**

皆様こんにちは。私のほうから原議員の質問事項1、質問要旨3について御質問にお答えいたします。

現在、消防本部に2台、4つの部に1台ずつの消防車を配置し、火災出動時に対応できる消火に必要な備品等と団員の身を守る防火服やヘルメット等の支給を行っております。

また、消防団会議の中で各団の要望をお聞きし、必要な用品などの要望があるときは町の予算に計上させていただいております。

しかしながら、今年8月の豪雨で消防団により水防活動が実施され、活動に必要な資材や新たな装備の必要性が分かったところがございます。この課題を少しでも解決するために消防団との調整を行って、次の消防活動が安全に敏速に活動できる体制を整えたいと思っております。

以上になります。

**○3番（原 直弘君）**

ぜひ装備の充実化に進んでいただきたいと思います。

もう一つですね、やっぱり8月の大雨時に町が装備すべきものをですよ、消防団経費で購入されておりますので、この辺の補助金等の対応が必要という考えも示されておりますので、どのように進められているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**○総務課長（矢動丸栄二君）**

装備費についてでございますけれども、今回支出のほうで町の会計を通さずに部のほうから支出されたことに伴い、ちょっと町の予算としては支出が難しいという判断になっております。

それに伴って、新たにこういった緊急時の支出に伴い、また、町が当然支出すべき事項がございましたことを考えて補助金のほうを新たに作成をしたいと今思っているところでございますけれども、まだ補助金の要綱等の整備はまだできておりませんが、この整備を行い、補助を行っていきたくて予定しております。

以上になります。

**○3番（原 直弘君）**

今の答弁の中の確認ですが、この8月の豪雨時に一部で消防団で購入された装備品は補助金要綱の制定後支払いになるということですので理解してよろしいですか。

**○総務課長（矢動丸栄二君）**

先ほど原議員さんから確認されたことの内容について、そこを考えた上での要綱の作成をしたいと思います。

以上になります。

**○町長（武廣勇平君）**

ちょっと補足しますが、補助等で団費に加味して後刻対応という意味でございます。

これはどういう考えかかという、緊急的な物品でかつ行政も団も把握が十分でなく、災害時に必要な整備に限られるものであるということです。平成25年の消防団を中核とした地域防災力充実強化に関する法律の概要は、防災に関する必要な資機材の確保に関する市町村の努力義務をうたっていますので、そうした限定的に処したもので、予期せぬものについて支払いを後年度行うということではなく、団費に加味して対応ということで理解していただければと思います。

**○3番（原 直弘君）**

今、町長の答弁で団費に加味してということでしたけど、結果的にはその装備品の団費で、消防団の費用経費で購入された費用の補填は団費に加味して行うということでの理解でよろしいか、再度確認したいと思います。

**○総務課長（矢動丸栄二君）**

先ほど原議員が確認されたもの、そのとおりでございます。

**○3番（原 直弘君）**

じゃ、次の項目に移ります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問事項の2番、中心市街地（イオン跡地）の再開発について、質問要旨、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

皆様こんにちは。原議員の質問事項2、中心市街地（イオン跡地）の再開発について、要旨の1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様な質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいと思います。

合同会社つばきまちづくりプロジェクトでは予定されているプロジェクトごとの規模感や配置の検討を行うため、出展希望テナント等のフォーマット把握を行っている旨伺っております。

解体作業に着手しておりますが、把握したフォーマットなどを積み上げまして、並行して配置計画の作成に着手していく予定としております。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

**○3番（原 直弘君）**

ちょっと一つ一つ具体的にお聞きしたいと思いますけど、昨日の同僚議員への執行部からの回答で入札方式と入札金額ですね、解体工事の、をお示しいただいたんですけど、これはちょっと何者での入札だったのかどうかとか、ちょっと業者名とかお示しいただければいただきたいと思いますので、お願いいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

まず、業者数ということでしたけれども、4事業者を指名してございます。それで、業者名ということですが、すみません、正式名でなくて申し訳ないかもしれませんが、落札されました、牟田・中山特定建設共同事業体の代表事業者であります牟田建設株式会社様、それと松尾建設株式会社様、それと中野建設株式会社様、それと株式会社原組の4事業者ということになります。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

4事業者ということで、分かりました。ちょっとですね、ここはどうしてちょっと解体工事——あつ、まずですよ、そしたら、今回解体工事にかかる費用が726,000千円ということでは予算計上されたんですけど、今実際は671,000千円ですね。これについて入札が行われたわけなんですけど、実際このお金のやりとりですね、入札があつて671,000千円なのか、それとも726,000千円あつて、その精算によって返されるのか、その辺の補助金の、補助金というか、負担金ですね、その流れについてちょっとお示しいただきたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

概算で一旦お渡しした後に精算という形であるのか、それとも、ほかの手法を取るのかということの御質問かと思っております。

一応契約額にて御請求をいただき、それに対して支出するという形になります。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

今回落札された業者の方が実際、合同会社の構成員、社員であり、業務執行社員であるわけですね。その点についてもちょっと昨日の同僚議員からあつたんですけど、私は適切な入札が行われたということで昨日の流れを見て認識したんですけど、やっぱりその辺思われない町民の方もちょっと多々いらっしゃるんですよ。それで、その方たちのちょっと疑念を払拭する、聞かれたときはやっぱり町の考えをこう私は説明したいと思いますので、合同会社の業務執行社員でもある町の見解について、その点についてお尋ねしたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

昨日も別の議員のほうからそれについての説明、質問があつたかと思っております。ちょっと同

様の回答になるかと思いますが、お願いしたいと思います。

合同会社が、その会社の業務執行社員と契約を行う場合、これは会社法の規定がございまして、昨日、条文名は昨日の御質疑の中で申し添えなかったと思いますが、これは会社法の595条に規定がございまして。そちらのほうに定める、いわゆる利益相反とか、事後契約と言われるような類いのものに当たる可能性があるということで、我々もそこは思ったところでございます。

これは利益相反行為に関しましては、株式会社の場合におきましては、取締役と会社の間で問題となる行為です。同じように、合同会社におきましては、合同会社とその業務執行社員の関係において問題が生じるということになります。それは議員の御指摘のとおりだと。

利益相反行為につきましては、合同会社では原則としてその当該契約の相手方となるその社員を除いて過半数の社員の同意を得る必要がございまして。ですので、事業者の選定後に合同会社におきまして社員総会を開催いたしまして、その当該契約に関して同意が得られているという状況でございますので、社員総会におきます同意案件の形で議事としてお出しして、そこで同意がなされていると。

ですので、その点に関しましては、会社法の第595条によりまして適法に処理がなされているという旨の報告を受けているということで理解をしているというところでございます。

以上です。

### ○3番（原 直弘君）

私も昨日の執行部とのやりとりちょっと聞かせていただいて、利益相反取引というかですね、勉強させていただいたんですけど、今、室長が言われるとおりでございまして、ちょっと一つがですね、社員総会が行われているということなんですけど、社員総会はまだ民間事業パートナー、今はちょっと12業者かどうか分からないんですけど、それによって行われたのか、6名だけの今業務執行社員がおられるんですけど、その方だけで委任状とかによってそういう総会、社員総会をもってしたのか、それについてちょっとお尋ねしたいと思います。

### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは会社法の解釈では、その業務執行社員以外の一般の社員を含んで過半数の同意を取らなければならないというふうになっておりますので、全ての民間事業パートナーが入った社員総会で議決を頂戴しているという状況でございます。

以上です。

### ○3番（原 直弘君）

ありがとうございます。ちょっと別のことなんですけど、実は室長とかそういう今から先の事業の進め具合とか、そういう計画についてですよ、町のほうも当然、毎回行っておられると思うんですけど、それはちょっと誰が行っておられるのかというところでですよ、ちょっと

何でこういう質問をするかという、室長は答弁のたびに報告を受けているとか、伺っているとか、そういう答弁にちょっとなっているんで、実際、そんない室長はただ単に向こうで決まったことを聞かれているのかなとか、そういうふう思うわけですね。当然、業務執行社員に町もなっているんで、その代表で、代表というか、6名の社員というか、業務執行社員か、になっておられますんで、当然その場に出席してこういう議会に臨んでおられると思うんで、やっぱり報告を受けているとか、伺っているとか、そういう答弁はですね、やっぱり何となく私自身はそれに関しては、ちょっと疑念を持つというか、どうなのかな、町は本当にそういうふうちょっと開発についてですよ、タッチしているのかなというのがちょっと疑問だったんで、その辺についてはっきりお答えいただきたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

上峰町が社員として参加しております。上峰町代表者、私が参加をしております。私が副代表でございますので、代表社員の決裁を経て、それが上峰町まち・ひと・しごと創生室に連絡が来て報告がなされるという流れになっております。

**○議長（中山五雄君）**

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩します。休憩。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

**○議長（中山五雄君）**

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

3番原直弘君の中心市街地（イオン跡地）の再開発についての質問をお願いします。

**○3番（原 直弘君）**

私から定住促進住宅事業についてちょっとお聞きしたかったんですけど、今回、同僚議員からも質問がありまして、計画に盛り込んでいく方向性で進んでいるとの答弁があったんですけど、ちなみに、今の段階で具体的なものはないのかというのをちょっとお尋ねしたいんですけど、よろしいですか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

定住促進住宅の進捗状況といえましょうか、方向性、どういう感じなのかという質疑かというふうに思っております。

定住促進住宅に関して実施方法とかですね、あと活用を検討している補助金の性格、こう

いったものを鑑みたところ、他方式の導入というのも検討に加えているところでございます。

ほかの議員からも全体計画に触れた質疑がなされているところではあるんですけども、定住促進住宅を事業地のどこに、どう位置配置するかとかですね、計画を立てるということがまず先決になるだろうというふうに思っております。

現在検討しております方式を採用する場合におきましては、用地の取扱いなどを確認をいたしまして、補助事業採択に向けた座組を踏まえたスケジュール化を形成していくことで先行着手に向けた動きをつけることが可能になるというふうに考えております。

具体的にどんなことを考えているのかというのを申し上げますと、実施していく上におきまして、補助金を充当することで経済性に合致した整備ができるというふうに考えております。補助金性格上もPFIを対応したのとなっておりまして、BTO手法などによります実施がベターではないかという議論をベースに方向性を定めつつあるという状況です。

その場合は、定住促進住宅部分を切り出しまして、補助金採択に向けて現行方式から切り出すかの選択をしていくということになります。

詳細判明次第改めて御説明する必要があるかと思いますが、町費の持ち出し等を格段に軽減していくと、あるいは町費ゼロということを目指していくということになると、経済性を優先させるのであれば、営利のある選択になってくるというふうに考えているところです。

以上です。

### ○3番（原 直弘君）

どうもありがとうございました。えっとですね、ちょっとまず、なぜこの質問したかという、今月の12月4日に解体工事業者のほうから地区に向けて説明会が開催されました。その折に、何と戸建ての住宅が今のイオンの跡地の東側にもう計画されているという旨のことを言われたんで、今回ですね、解体工事についての説明会だったから、そこは質問はしてなかったんですけど、それはほかの方にも確認していただければいいと思いますけど、そういう文言が出たんで、実際町としてもですよ、要らぬうわさが立たないように今まで情報管理じゃないですけど、そういうふうに注意をされてきたわけなんですけど、実際、今回解体業者の方がですよ、業務執行社員の方と同じなんですよね。ということは、その言葉に相当重みがあるんじゃないかということで、もしこれからもこういうことの情報が出てくるようだったら、開発に支障が出るんじゃないかと思ってですね、今回ちょっと質問に上げたわけなんですけど、そのようなことが実際あったんで、町としてはどういった対応をするのかなということで質問したいと思います。

### ○町長（武廣勇平君）

この中心市街地の議論をめぐっては、要求水準、いわゆるL A B Vをサウンディングする際に置いている開発水準等に定めなき民間提案というものも多々出てきております。議論をしているわけですので、そうした決定しているようなことでない情報も観測情報として出た



り引いたりしているような状況が見受けられると認識しました。

今後につきましては、やはりLABVでしっかりと情報管理をし、発出する内容に限って我々も発出していきたいというふうに考えてございます。

また、ちょっと補足させていただいて、お時間いただいて、定住促進住宅につきましては、非常にこの間、ソフト事業のえんしんをしてきたことのかいあって、2019年、2020年は年齢階層別の純移動数も、いわゆる社会増も増えているわけですよ。今後は住みたい拠点づくりというものをしっかりと整えていながら社会減についての抑制と社会増自体の増加を考えていきたいということで考えてございます。

そうした背景がありながら、今後のまちづくりを考える上で非常に有効な手段だということで定住促進住宅、地域有料賃貸住宅制度を活用したPFI事業で検討をしているというような状況でございます。

以上です。（「次の項目に移ってください」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、新型コロナウイルス感染症対策について、質問要旨の1番、ワクチン接種の状況及び今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

#### ○健康福祉課長（江島朋子君）

原議員の質問事項3、要旨1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問をいただいておりますので、一部同様の答弁となりますことを御了承ください。

接種の状況に関しましては、令和3年11月30日現在で1回目接種者が7,201人、対象者の84.3%、2回目接種者が7,096人、対象者の83.1%となっております。

住民基本台帳の上峰町全人口で算出しますと、1回目接種率が74.1%、2回目接種率が73.1%となっております。

今後のスケジュールに関しましては、3回目の追加接種を医療従事者から順に進めてまいります。

追加接種は2回目接種日からおおむね8か月を経過した18歳以上の方が対象となっており、約6,500の方が対象となります。1回目、2回目接種対象の方に関しましても、引き続き対応をしてまいります。

5歳以上11歳以下の者への接種に関しましては、令和3年11月16日付、厚生労働省健康局健康課予防接種事務連絡で、今後、小児への接種を行うこととされた場合に2回接種を行うことを前提に自治体における実施体制及び接種実施医療機関の確保等、接種体制の準備について示されたところです。

小児用のワクチンについて、薬事承認に至った場合には予防接種法関連の法令改正等を経

て、早ければ2022年2月頃から小児を対象とした接種が可能となる可能性があるとしております。

現在、当町におきましても、国の事務連絡に沿って接種体制の確保と医療機関との調整を行っております。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

### ○3番（原 直弘君）

そこでちょっとお聞きしたかったのがですね、今国ではですよ、2回目の接種から8か月以上間隔を開けることを標準として6か月たっている人も自治体の判断でということ当初していたんですけど、その後ちょっと自治体からの対応が難しいだろうということを受けて、今回地域で感染が拡大した場合などということで、国は一応例外的な措置ということで説明はされているんですけど、もしですよ、今はもう国はやっぱり国民の、何というかな、反応を見てころころちょっと変える要素があって、もしですね、国が8か月以上間隔を開けることから、6か月でも国がいいということで国が推進した場合、町村の対応はどうなるのかなということちょっと思っていますので、うちの町としては、どのようになるのかなということのちょっと想定をお話いただいて、それが可能かどうかの話まで言及していただきたいと思っておりますので、回答をよろしく願いいたします。

### ○健康福祉課長（江島朋子君）

国が8か月から6か月でよいとなった場合の想定というお話でしたので、私どもからもちょっと想定という形で答弁を差し上げたいと思っております。

現在、医療機関との調整を8か月ということで日程の調整を行っております。これはワクチンの供給確保ができたことが前提によるものの調整でございます。

先ほどほかの議員からの御質問もございましたけれども、やはりワクチンの供給がはっきりしないとスケジュール等も立てられないということになりますので、6か月と国から指示があった場合、それとワクチンの確保ができた場合、体制の整備が取れるようになった場合、その時点で町内の医療機関の先生方と調整を行うことになると思っております。

以上でございます。

### ○3番（原 直弘君）

今回ですね、ちょっと8か月を6か月というのを私も質問しようかなと思ったのは、アメリカで感染を予防する効果は、2回目の接種から1か月になると、5か月以降を比べた研究結果があるんですよね。それで16歳から44歳では89%であるのに対して5か月以降は39%になったと、45歳から64歳では87%から50%と、65歳以上では80%が43%に低下したということで、間隔を開けることによって、どうも下がっているんじゃないかということで研究されているんですけど、このことに関しては、だんだんそういう研究がほかの機関もされると思うんで、だんだん分かると思うんですけど、やっぱりそういう方向に向かっていくとですね、

国は途中でもう6か月でもいいということになりはしないかなど。

先ほどちょっとワクチンの供給具合ということで言われましたけど、国がもう6か月認めたら、当然国がですよ、ワクチンの供給までできるという判断のもとにしかちょっとしないと思うんで、その辺のところを加味しながら、今後そういうワクチン接種の、3回目の接種に向けて進んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です、この項目については。

#### ○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後の感染防止対策について、執行部の答弁を求めます。

#### ○危機管理対策監（弥永正一君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、原議員の質問事項3、質問要旨2の御質問に対しお答えいたします。

町では9月28日に56例目の感染者が確認されて以降、約2か月以上連続して感染者0の日が続いており、感染拡大に対する押さえ込みができているものと考えております。

しかしながら、今後、年末年始を迎え人の接触機会が増えることや、オミクロン株といった新たな変異株の出現を考えますと、引き続き第6波へのしっかりとした備えが必要です。

町の感染防止策としましては、従来と同様、3密の回避やマスクの着用、手指消毒、換気等の基本的感染防止策の徹底を基本として、町内の感染状況に応じた町民への情報発信、町管理施設の感染防止策、町管理施設の休業措置、町イベントの中止及び延期等についてそれぞれ必要な措置を講ずることとしております。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

#### ○3番（原直弘君）

今回、私が思うに、一応今ですね、デルタ株やオミクロン株ということで、もうどんどん変異ウイルス、変異株が発生して、今後も当然続くと思うんですね。しかしながら、いつかはもうそれをですよ、今の中でですね、もう生活の中で受け入れるという形しかできないと思うんですね。それで、ウイズコロナとかアフターコロナを見据えた対策ということで、実際ですね、私が申し上げたい施策については、先ほど申したように、実際全国民が感染対策に力を入れてほしいということの施設として、学校などの教育施設とか役場などの行政機関ですね、それが強く望まれているんですけど、私はちょっとハード面の対策として、さきの議会でも申し上げたように、水洗タッチレス化ということで、県のほうも予算計上をされている状況もあります。これはもう当然、それが有効ゆえに実際予算化されてあると思うんですねですよ。

それで、コロナだけじゃなくて、通常の風邪とか、そういういろいろな面でタッチレス化は本当に投資効果があるというか、そういうふうにとちょっと考えています。

それで、ちょっと質問なんですけど、今実際、公共機関ですね、役場、その町民ホール、小・中学校、そのあたりで実際、自動水洗の設置状況をちょっとお尋ねしたいと思いますので、各課該当する課については回答をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

#### ○財政課長（川原俊史君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、庁舎管理の部分でお答えをさせていただきます。

県において水洗タッチレス化推進事業ということで自動水洗に切替えの補助ができたところでございますが、庁舎については、この推進事業については対象外ということになっておりますので、町の負担となります。庁内の水洗を調査したところ、21か所ございまして、全て自動水洗にはなっていないというような状況になっております。現在状況を確認してみますと、自動水洗にするに当たっては、電気工事とかいうものも必要になるところも箇所ではございまして、費用として多額になるような可能性も含んでおるところでございます。

現在、庁舎のトイレにつきましては、まだ和式の便座とかが残っているという状況でもございますので、そういったところの改修も併せてですね、検討を今後していきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、小学校、中学校の自動水洗の蛇口数のほうの回答をいたします。

現在、小学校の、私どもが今調べているのは、手洗い場及びトイレの分のところの蛇口の数を確認しております。

小学校の数ですけれども、105個あります。ハンドル式が99個、レバー式が6個の合計105個を確認しております。

それと中学校、ハンドル式が60個、レバー式が2個、自動水洗が1個、合計63個、小・中学校合わせまして168個の蛇口のほうをしております。自動水洗のほうは1個です。

実際小・中学校のほうと今年度の当初のほうから自動水洗のほうの検討はしてございましたけれども、実際小・中学校のほうでもクラスター等も発生しておりませんので、今の現状に至っているところです。

以上です。

#### ○生涯学習課長（小川成弘君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、上峰町民センターについてお答えしたいと思います。

現在、佐賀県のほうでは水洗タッチレス化推進事業といたしまして、自動水洗、またはレバー式水洗工事に補助をなされるという計画で令和3年度は行われているところでございますが、私のほうの上峰町民センターにつきましては、手回し式の蛇口はございません。レバー式につきましては19個、及び自動水洗につきましては7個の合計26個でございます。

以上でございます。

○文化課長（宗雲英則君）

私のほうからはふるさと学館の蛇口についてお知らせをいたします。

男子便所、女子便所に各1設備、ハンドル式でございます。障害者トイレにおきましては、レバー式で1つ、あと2階ホールにレバー式のものが1台あります。あと全て自動水洗ではございません。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、状況については今の説明で分かりましたけど、ちょっと教育課ですね、教育委員会事務局長のほうからですよ、小・中学校で検討して、今クラスターが発生していないから今の現状という考え方が本当にあるのかなと、何かあってから考えますというのであればですよ、やっぱり実際そういう考えのもとに立っていたらですよ、何か、先を見据えた防止対策というのはですよ、絶対できないとは思いますが、その点についての考え方についてお聞きしたいんですけど、よろしいですか。

○教育長（野口敏雄君）

皆様こんにちは。ただいまの原議員の御指摘にお答えしたいと思います。

先ほど教育委員会事務局長、実情について答弁いたしましたけれども、御指摘の部分につきましては、ちょっと言葉足らずだったというふうに私も捉えておりますので、私が手を挙げました。

実は、昨年度、令和2年度からこのコロナ禍が始まりまして、いろんな取組を学校は行ってまいりました。特に今回のこの御質問に関係あるところでいいますと、令和2年度の9月から、9月に小学校、10月に中学校、スクール・サポート・スタッフという、これは国を挙げての人員的な配置でございましたが、がしかれました、補助金を出してですね。教職員でできない学校の施設設備の消毒とかそういったものを行っていくという業務であります。この方々を上峰町でもいち早く雇っていただきまして、学校で業務に遂行してもらったわけですが、いい人材が見つかりましてですね、養護教諭の資格を持った方々が上峰町の小・中学校の場合は雇用できたわけなんですね。ですから、専門的な観点でもって児童・生徒が下校した後に施設設備を教職員とともに消毒していただきました。その方々がずっと業務を遂行していただいている中で、2月か3月ぐらいだったと思いますが、この水道の蛇口の件についても御提案をいただいたんですね、この自動水洗のことについてですね。

学校のほからは、先ほど教育委員会事務局長が申しましたように、年度始まってからすぐ協議をずっと進めてきたわけですが、学校の中では蛇口の使い方がいろいろ場所によって違うということで協議を重ねておりました。

例えば、図工や美術の時間であれば、絵の具を洗い流したりしなくちゃいけない、あるい

は書写の時間というのが国語にありますが、年間15時間ぐらい各学級で毛筆をしなくちゃいけないんですね。その水が必要だとか、理科・家庭科、体育の後の手足の洗いとかいうことで、学校の蛇口の中でも場所によってはレバー式がいいんだとか、いや、ハンドル式のほうがいいとかいうような御意見がいろいろ多数あって、一律には簡単にいかないということもありました。

その中で、先ほど事務局長が言いましたように、学校の中での感染というのはありませんでしたし、他の学校を見ましても、家族感染であったり、部活動等による感染であったりということで、校内における施設設備の環境というような問題から発生したということが学校の中ではなかったものですから、近隣ではですね。ですから、急ぎ補正予算に向けて準備をするとかということを経ずに、慎重に協議を進めてきたというのが今日までの経緯であります。

今、ほぼほぼですね、どういった場所はレバー式がいいんじゃないか、どういったところはハンドル式のままだと、ある面こういったところは自動のほうがいいんじゃないかということが大体煮詰まってまいりましたので、その検討結果を今具現化しようかということで準備を進めているところであります。

以上、補足説明でございました。

### ○3番（原 直弘君）

詳しい説明ありがとうございました。それとあと、本当ですね、用途に応じてということで、それはもう現場現場で当然タッチレスがいいとか、ハンドルとか、レバーとかあると思うんで、それはそういうことで考えていただいて、できるだけ感染防止に努めるような形でしていただきたいと思いますと同時に、実際どんなですかね、ちょっと皆さん、今各課今の現状を鑑みてですよ、タッチレス化で自動水洗とか、できるだけレバー式以上はですね、それはもう感染防止に一役も二役も買うかなと思うんですけど、皆さんこの効果についてはどのように思われますかね。

今、教育課からあったんで、財政とか、生涯学習課とか、総務課とか、ちょっとその点についてお願いしたいと思います。

### ○町長（武廣勇平君）

効果は非常に高いものだと思っております、県が採用しながら事業を推進されていると同様にですね。

ただ、私は財政課はじめ各課にお伝えしたいのは、もっといいものがあるんですね、タッチレスの洗浄と便器が一緒になっているもの。すなわち水の節約にもなると。要するに手洗いを済ました後にこうやって水を流すのに使うような、何と申しますか、エコ小便器等もございますので、大分古くなった便器も更新していきながら、今お話を聞いていましたけれども、一方で手洗い場については多様な使い方があるということであれば、便器に付帯するエ

コ小便器等の更新で考えていってもいいのではないかなというふうに思いますので、この点、今後各課で協議をしていただきたいと思います。

**○3番（原 直弘君）**

そうですね、ちょっと今言われた、とにかく一例として、感染防止の対策としてタッチレス化ということで提案さしあげたんですけど、町長がおっしゃられるように、そういうふうなものも本当にもう感染防止については有効だと思うんで、それはもう場所場所で考えていただいて、とにかく感染症を防止する観点から、ぜひとも早急にというか、なかなか財政的に難しいならば、必要性が高いところからぜひ設置していただきたいと思いますということで思いますので、よろしくお願いいたします。

では、これで私の質問は全て終わります。

**○議長（中山五雄君）**

これで原直弘議員の質疑は全部終わりました。

次へ進みます。6番原田希君。

**○6番（原田 希君）**

皆さんこんにちは。6番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、これより一般質問を始めさせていただきます。

今回は大きく2点、質問事項の1として、中心市街地活性化事業についてということで、要旨の1、解体、定住促進住宅及びその他全体の現在の進捗と今後のスケジュールはということで、毎回この中心市街地の進捗とスケジュールについては質問をさせていただいているところでございます。

先日、あの場所で最後の景色を見ようということで、第1回カミフェスということで開催をされました。私が思っていた以上に多くの皆さんが来場をされたということは、やはりあの中心地に対するこれまでの皆さんのいろんな思い、それから、今後の期待というのが大きいんじゃないかなというふうに感じたところでございます。

ここの中心市街地の進捗と今後のスケジュールにつきましては、御案内のとおり、先日から数名の議員の方々が質問されておりますので、もうほぼほぼ重複した内容になるんじゃないかなというふうに思っていますが、よろしく御回答を御願いたします。

それから、大きく2つ目でございます。

通学路の安全対策についてということで、要旨の1、前回、安全点検の結果を受けて改善点を4点報告いただいたが、その後の進捗はということで、9月の一般質問の中で合同の安全点検、今年はどうかということで質問させていただきました。その中で4点、改善点として挙がっていますということで回答いただきました。

ちょっと気になったのがその4点、改善策として、例えば、カラー舗装だとか、そういったことを挙げられて、検討しますということ、もしくは要望しますというところで回答をい

ただいていました。その後、ちょっと私が見る限り、その箇所についての目に見えての進捗というのが見えませんでしたので、実際、今の現状どういったところで——検討をされて終わっているものなのか、改善、実施に向けて今動かれているところなのか、ちょっと気になりましたので、今回質問を出させていただきます。

以上2点、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、解体、定住促進住宅及びその他全体の現在の進捗と今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁をいたします。ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

合同会社つばきまちづくりプロジェクトでは、予定されているプロジェクトごとに規模感や配置の検討を行うため、出店希望テナントなどのフォーマット把握を行っている旨伺っております。解体作業に着手しておりますが、把握したフォーマット等を積み上げ、並行して配置計画の作成に着手をしていく予定としております。

また、定住促進住宅に関しては、検討している補助金の性格などを考慮し、他方式の導入検討を行っている旨伺っております。

また、解体につきましては、さきの議会全員協議会でも御説明をさせていただきましたが、立体駐車場等からの着手を行い、店舗等の解体という具合に進めていく予定と伺っております。

全体的には、先ほど申し上げたとおり、解体作業と並行しながら配置計画を検討していくこととなります。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

#### ○6番（原田 希君）

今答弁をいただきました。昨日からも進捗とスケジュールということで数名の議員の方がやり取りされておりますので、なかなかちょっと聞きづらいかないと思いつつ、もうちょっと質問をさせていただきます。

解体については全協でも説明がありました、立駐から店舗の順に進んでいくと。工期については、来年度の上半期中ということで説明を受けております。

この解体と同時進行で今言われます出店希望のフォーマット把握、並行しながらその配置計画を作成していくということですので、であれば、例えばといいますか、今まで備わる機能のイメージ、実際何ができるんだという声がいまだにやっぱり多いんですけど、その説明を受けて私が思うのは、であれば、もう既に備わる機能というのはもう確定していると。あ



とは配置とか、その機能をどこに置くんだ、どの向きにするんだ、そういう最終的な調整をなされているんじゃないかなというふうにちょっと聞きながら思ったんですが、その辺りいかがでしょうか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

規模感とか面積とか、そういったものに関して、出店を希望されているような、いわゆる意欲のある事業者さんに関しては、ある程度の聴取というものをしているところでございます。

ただその方、そういうテナントさんたちも、自分たちが配置する上において希望されるような場所とかがやっぱりあるんですね。昨日もほかの議員さんの質問にちょっとお答えしたつもりではあったんですけども、例えば、看板がどっち向きだとか、自分たちの店舗、道路に近いほうがいいのか、1階じゃないと2階は嫌だとか、そういったところの調整が必要にはなってきます。

そういった諸条件を満たしたところで、出店意欲のある事業者さんたちも自社に持ち帰って最終的に出店の決議というものを彼らも採ります。ですので、そこが得られるまでは出店決定という形にはちょっとまだならないんですけども、そういう意欲のある事業者さんたちの御意向を踏まえたところでの計画というのは着々と煮詰まりつつあるという形で御理解いただければというふうに思っております。

**○6番（原田 希君）**

まず、これまでのやり取り思い返してみますと、建屋が全部解体されてから今度はくいの話になっていくと思うんですけど、であればというか、解体の期間に並行してそういった配置の検討などをやられていくということであれば、来年度の上半期中までに解体が終わる時点では既にその全体の計画というのはもう出てこないと、すぐくいの工事というのにかかれませので、そこでもう確定してくるというふうに理解をしておってよろしいでしょうか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

確かに配置がある程度どこにどういう建物が据え置かれるというのが分かればですね、例えばそこに、建物にかかるころのくいを抜く必要があるとか、そういう判断が必要になってくるんだろうなというふうには思っております。

どの時点で確定かということなんですけれども、なるべく急いでやっていただけるように我々のほうもちょっといろいろお互いにアイデア出しながら進めていきたいというふうには思っておりますけれども、しかるべきときに出てくるだろうというふうに思っておりますので、そういった形で御理解いただければというふうに思っております。

**○6番（原田 希君）**

ちょっとその全体の流れから言うと、解体が終わる時点ではやっぱり出ておかにゃいかんと思いますし、計画が早めにもし出来上がって発出されるということであればもっといいの

かなというふうには思っていますので、ぜひその点は町のほうからも、やっぱり皆さん本当に待ち望んである、何ができるんだというのはやっぱり皆さんが一番関心を持たれていますので、そこはやっぱりあんまり延び延びになって解体終わったのにそれで終わりかみたいな感じにならないようにですね、ぜひちょっとやっていただきたいなと思いますし、そういう意見はきちっと言っていただきたいなというふうに思っております。

前回、先ほども定住促進住宅の話出ましたので、これも聞こうと思っていたんですけども、ちょっと重複してしまいました。

先ほどの説明の中でちょっと全部をきちっと聞き取れなかったんですけど、定住促進住宅はPFI対応でというようなお話があったと思います。定住促進住宅に関しては、LABVではなくPFI方式で進めていかれるということはもう決定したということですのでよろしいでしょうか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

最終的には合同会社内での決定が必要にはなるかと思いますが、そういう方向で今議論が進んでいるという形で御理解いただければというふうに思っております。

現在、現行上のLABV方式からこのPFI方式に移行する場合におきましては、例えば、用地の取扱いを確認したりとか補助事業採択に向けた座組を踏まえてスケジュール感を形成していくという形になります。それをするることによって先行着手に向けた動きをつけることが可能だというふうに考えているところでございます。そこは議員お見込みのとおりという形で御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

#### ○6番（原田 希君）

最終的にはその合同会社の決定を受けてということですけど、LABVではなくPFIの対応で、そういう方向でいくということだろうということでした。

前回の同僚議員のやり取りでもありました、今日も答弁、先ほどありましたけど、この定住促進住宅に関しては、町費ゼロをなるべく目指していくと、経済性に利のある選択をしていくという説明を、9月も先ほどもされたかというふうに思いますが、そういう意味でもやっぱりPFI方式のほうが良いということでしょうか。なるべく町費ゼロを目指すということと、そのためにはPFIで行ったほうが良いということなのかという2点をちょっと確認だけさせてください。

#### ○副町長（財津勝記君）

皆さんこんにちは。先ほどのPFIについて少しお答えします。

町費ゼロに近づくというのは全国PFI協会のホームページにも出ていまして、この仕組みは、国のほうが今45%の建設費、または維持管理費にかかる費用について45%の補助を出すということなので、その残りについては30年で町がSPC事業者に払っていくという、

P F I 事業者に払っていくという仕組みですので、基本的に家賃を集めたものから返済していくということで、基本的には持ち出しがゼロになるという仕組みです。これはどこのホームページにも、結構 P F I 協会の形の中では書いてあります。

また、近隣の市町村につきましても、みやきで152戸、7棟建てています。また、みやきでは戸建て住宅もこの P F I 住宅で31戸建てている状況です。特に近いところで行きますと、みやき、基山ですけれども、太良町とかも建てておりますので、これまでの実績等もありますので、こういう仕組みで今検討を進めているというふうになっております。

以上でございます。

#### ○6番（原田 希君）

もしもう少し詳しく話せる部分、決まっている、まだ最終的には合同会社の決定を経てという話だと思うんですけど、先ほども同僚議員のほうから、戸建てのみたいな話があったので、もしそのあたりで、なるべくこういう方向性でいきたい、いっているみたいな話せる内容があればぜひ答弁をお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

#### ○町長（武廣勇平君）

住宅については御案内のような仕組みでございます。今年度から地優賃の補助率も上がっているというふうに確認をしておりますし、もっと柔軟に、周辺の市町では交流施設等その中に設けたり様々な機能を設けるということについてはまだされておられませんので、より規制が緩和されている状況でありますので、より転入者、そして、若い世代の方、町内の方々が住みやすい、そういう場所を目指していくことは、非常に住民課の課長が申しましたように、住みたいまちづくり、そうした魅力ある拠点をつくっていくことに資するというふうなところで考えてございます。

#### ○6番（原田 希君）

前回、定住促進住宅ということで答弁の中に出てきまして、そのときにコンソーシアム等の形成が必要になってくるが、第1弾の事業として今後発出される予定ということで室長の答弁がありまして、なかなかその発出が聞こえてこないもんですから、今回ちょっと進捗ということでお尋ねをさせていただいております。今現状、そういう状況でそういう方向に進んでいるということで理解はしましたが、これが正式に発出されるタイミングというのは大体どのぐらいになるものなんでしょうか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

P F I でやるということになりますと、募集期間とか実施方針とかの発出が必要になってまいります。そちらのほうは来年度中にでも公表することができればというふうに考えておりますので、そこから実施方針なり、要求水準なり、事業者募集なりという形での展開が次年度中にできればというふうに考えているところでございます。

ですので、それまでの間に方向性と決定という形でしっかり見出しをしてやっていくよう

な形になるというふうに思っております。

**○6番（原田 希君）**

町でPFI事業を何かやる場合というのは、募集要項、募集がかかった時点でホームページを見て、その要項を見ればある程度の事業の内容というのは把握することができます。

今現在、ちょっと私、つばきまちづくりプロジェクト、合同会社のホームページとか探してみたんですけど、ちょっと見つけることができませんでしたので、もし定住促進住宅をPFIで募集をかけられた場合、例えば、町のホームページで見れるもんなのか、もうそれまでには合同会社でもそういった何かホームページなりが出来上がってそこに掲載されるもんなのか、そのあたりもし分かれば教えていただきたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

PFIで実施する場合は、町で行う事業になります。ですので、町としてホームページで発出したりという形になりますので、LABVから切り離して、用地の状況確認というのも切り出す必要があるというのもそういう意味で申し上げているところでございますので、御承知方お願いしたいというふうに思っております。

**○6番（原田 希君）**

なるべくこのPFIでやると町の持ち出しが少なくなる、その方向でやっていければですね、ちょっと私たちも少し安心できる部分ができるのかなというふうに思っています。

PFIについては、私自身もちょっと不勉強な部分が多いので、今後自分なりにちょっと研究しながらまたやり取りをさせていただきたいなというふうに思います。

この住宅関係というのは副町長の得意分野だということで就任当初からお話を伺っていますので、ぜひそこにかかる意気込みを副町長に語っていただいて、この項目終わらせていただきたいと思います。

**○副町長（財津勝記君）**

私が副町長に、7月1日から来ましたから、ほぼ5か月、半年ぐらいたったというふうになりますけど、今回こんな大規模なプロジェクトに合同会社がやっていきますけれども、町の状況を含めて早急に中心市街地を活性化させるという気持ちはもう皆さんおありだというのがよく分かりましたので、今回の住宅プロジェクトを含めて、助言とか、合同会社の人たちとの意見交換をしながら進めていきたいというふうに思っております。今後ともよろしくお願いします。（「次へお願いします」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問事項の2番、通学路の安全対策について、質問要旨、前回、安全点検の結果を受けて改善点を4点報告いただいたが、その後の進捗状況は、執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（中島 洋君）**

原田議員の質問事項 2、質問要旨 2 についてお答えします。

令和 3 年度通学路合同点検結果に対する対応の進捗状況は次のとおりです。

1 点目、中学校からの点検要望箇所でありました町道下津毛三田川線変則五差路付近につきましては、変則五差路の交差点改良が実施されるまで、通学等の安全性を高めるために町建設課と協議しまして、今年度中に変則五差路に道路外側線を引いていただくことになりました。

2 点目、中学校からの点検要望箇所でありました下津毛井手口住宅線についても、建設課との協議により道路外側線設置を今年度中に行っていただくことになりました。

3 点目、小学校からの点検要望箇所でありました下津毛交差点から切通交差点へ向かう中の尾団地入り口までの県道については、歩道の農地側にガードパイプ設置要望を東部土木事務所にいたしました。東部土木事務所との事前協議では、歩道の農地側にガードパイプ設置可能という回答をいただいております。今後できるだけ早く設置していただけるよう要望を続けていきたいと考えております。

4 点目、小学校からの点検要望箇所でありました県道坊所城島線の加茂交差点付近については、東部土木事務所への要望を行い、交差点に車両の防護柵として、4 つの横断歩道間の歩車道境にガードパイプ及び横断歩道の歩車道境に車止めの支柱ボラードを今年度中に設置していただくことになりました。

この 4 点が令和 3 年度通学路合同点検の結果に対する対応の進捗状況となります。

以上で答弁を終わります

#### ○ 6 番（原田 希君）

今説明をいただきました。9 月の一般質問の中で、この 4 点、検討します、要望しますということで答弁をいただいております。12 月になって、先ほども言いましたとおり、現地見てみたんですけど、特に変わりがなかったと。検討されているのかなと思いつつ、これはちょっと公開されているやつとかホームページから入ったんですけど、通学路の対策一覧表というのが公開されていまして、その中で、令和 3 年度先ほど言われた箇所の対策内容として、交差点の外側線の云々と書いてあります。ここの対策としては、変則五差路の部分に関しては令和 3 年度以降というふうには書いてありますが、ほかの 3 件に関しましては対策実施中ということで書いてありました、9 月 30 日時点ですね。何も工事の感じもないし、そのままだったので、ちょっと今回どうなっているのかなということで質問をさせていただきました。今年度中にほぼほぼ対策を実施していただけるということで安心をしているところでございます。

今回、今年度の通学路合同点検に関しましては 9 月にもお話しさせていただいたと思いますが、6 月でした、千葉県での悲しい事故を受けて全国的に緊急の合同点検というような話がある中で、上峰町の場合はもう 8 月に毎年やられていますので、いつも以上に危険箇所とい

いますか、注意を配ってという部分でしたので、特に何も進んでいないじゃないかというような思いを持ったので、質問をさせていただいたというところでございます。ほぼほぼ今年度中にやっていただけるということで安心をしたところでございます。

ちょっとこの中で1個だけ関連じゃないですけど、質問させていただきます。

いわゆる変則五差路ですね、これについては、この対策一覧、過去の分も載ってまして、平成24年から点検の分がずっと載っています。その頃からもう既にここに対策が必要ということで、路線名しか載っていませんが、恐らく五差路のことだろうというふうに思っています。ここの交差点の改良は、いろいろ補助等の具合もあってなかなか思うように進んでいないのかなというふうに思いますが、根本的にここの部分に関しては、一応応急処置としてカラーで対応していただけるということですが、そもそもやっぱりあそこの交差点の改良を早くやっていかないといけないというふうに思っていますし、もうずっと平成24年の頃から既にもう、もっと前からかも分かりませんが、ちょっと言い方変ですけど、誰もが認める危険箇所としてあるわけですので、やっぱりここの改良は急いでやる必要があるのかなと、やるべきだというふうに思います。よければ現在どういう今状況にあるかというのを、建設課になるとは思いますけど、御説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

#### ○建設課長（高島真幸君）

町道下津毛三田川線の変則五差路についての進捗状況ということで答弁させていただきます。

現在、防衛省の補助事業の初年度でありまして、進捗につきましては、現在、設計と用地調査のほうの発注が終わっている段階で、まだ業務期間中でございます。また、今後は用地買収等も、来年度以降ですね、必要になってくると思っております。

現段階の進捗状況としては以上でございます。

#### ○6番（原田 希君）

まだまだちょっと数年かかりそうな答弁でした。できれば何とか早く、一日でも早く改良ができるように努めていただきたいなということをここで強くお願いをしておきます。

今まで、ちょっと私の勝手なイメージなんですけど、例えば、それぞれ所管があらわれて、通学路ですと教育委員会、道路整備ですと建設課と。ですから、今回の話で言うと、いや、建設課にもう投げているのでみたいな話かなと思ったんですけど、ここ何回かやり取り、前回も含めてですね、結構連携を取ってやっていただいているなという感じがしております。合同点検はもともと総務課も加えてやられているんですけど、そこに関しては非常にいいことだなというふうに思っていますし、今回の通学路だけではなく、言ったらですね、例えば、先ほども町長からありましたし、昨日も住民課長から、子育て支援に関しては、安心して子育てできる環境づくりというお話がありました。1個前の質問では、そういう意味での定住促進でありますし、また、この通学路をしっかりと安全対策をやっていくということがさら

に安心して子育てができる環境づくりということにつながってくるというふうに思いますし、また、そういう同じ考えで各課動いていただいているんだなとちょっと今思いましたし、今後もっとその辺の関わりを強めていただいて上峰町の発展につながればというふうに思います。特に中心市街地もいろんな機能を一個に集めるみたいな話でしょうし、また、これも以前言いました既存の施設との関わりとかもありますので、ぜひそこは、今言いましたように、各課きちっと連携を取って今後の上峰町を盛り上げて発展させていただけたらなというふうにちょっと今思いましたので、申し上げさせていただきます。

そこら辺の、ちょっと内容からすると最終的に大きなまとめになりますけど、そこら辺の思いを、町長、教育長に語っていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

#### ○町長（武廣勇平君）

大変ありがとうございます。中心市街地に様々な機能、すなわち人を呼ぶ公共施設機能を商業施設を維持するために持ってくる中で、現状の施設、あるいは事業、いろいろ町で展開しているものについて整理をしております。

その中でやはり、ふだんはやはり私も含めてそれぞれの部内の事業が基本的なルーティンとしてありますけれども、事業全体を総覧する機会がありお互い理解を深める全体会議がある中でこういう効果が生まれているとすれば、大変職員の皆さんお忙しい環境だと思えますが、引き続きこの環境を維持しながら、より上峰町が住民にとって住みやすい町になるように進めていきたいと考えてございます。

以上です。

#### ○教育長（野口敏雄君）

町長が言われた後になかなか言いにくいところもありますが、私は特に通学路を含めた学校教育絡みのところでの発言をしたいと思います。

連携協力というのはいろんな部面でよく言われることでありますが、実際はなかなか難しいという認識も持っております。同じ役場内であっても課が違いますと、それぞれの課題の持ち方、あるいは解決のための方策についても違いますし、それぞれがまた連携協力し合う関係諸機関とのありようも違って来たりします。

今回、通学路の問題で御質問いただきまして、一つ一つを進めるに当たりまして、外部との折衝もございますし、難しい部分もありましたが、少なくとも上峰町役場内においては共通理解を持って課題を共有して、改善のために、子供たちの安全・安心のために、そして、保護者の期待に応えるためにやっていきたいと思いますというようなことが暗黙のうちにだんだん出来上がってきているのが今の役場内の各組織の在り方ではないかというふうにも考えておりますので、非常にそういったところを今後も生かしながら進めてまいりたいと思っております。

特に通学路等の問題につきましては、事故が起きていないからしばらく余裕があるとかい

う問題じゃないと思っておりますし、また、合同安全点検等で示された事項というのはあくまでも一部分のものであって、1人の児童・生徒の安全・安心をめぐっても、やはり改善すべきは改善すべきということで、関係の方々とこれからも事案を共有し合って、連携協力し合って進めてまいりたいと思っております。

○6番（原田 希君）

ありがとうございます。通学路にしてもまちづくりにしても、しっかりと関係機関と、そして、皆さんと協力しながら進めることが大事だなと私もちょっと改めて今思ったところでございます。

しっかりと子供たちの安心・安全、安心して住めるまちづくりに、もっとさらに魅力が高まるようにやっていっていただきたいなというお願いをして、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時半まで休憩いたします。休憩。

午後2時11分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（中山五雄君）

一般質問を再開いたします。

1番鈴木千春君よりお願いします。

○1番（鈴木千春君）

皆さんこんにちは。1番鈴木千春でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従いましてこれより一般質問をさせていただきます。

質問事項は大きく3点でございます。

まず1点目が、パートナーシップ宣誓制度についてなんですけれども、12月10日金曜日時点で、全国の状況としては139自治体で本宣誓制度の導入がされており、ついに東京都でも22年度内に本制度の導入がされる旨の記事を拝見しました。

佐賀県も本年8月より九州初の事例として本宣誓制度の受付が開始されました。私も9月の一般質問で本件お尋ねしておりますが、あれから3か月が経過し、現在の状況と今後のスケジュールを改めてお伺いしたいと思います。

質問事項の1、パートナーシップ宣誓制度について、質問要旨1、現在の進捗と今後のスケジュールはでございます。



続いて2点目は、中心市街地活性化事業についてです。

先日の旧イオン上峰屋上で実施されたイベントでは、来客も多く、大変にぎわっており、盛況のうちに終わったかと思えます。これからいよいよ解体プロジェクトが見える形で進行していくかと感じており、特に私は井手口地区在住ということもあり、車の往来が活発になっていることが見てとれます。

本事業につきましては、昨日、本日と多くの同僚議員が様々な角度で質問をしているという状況ですが、私も併せて質問させていただきたいと思えます。

質問事項の2、中心市街地活性化事業について、質問要旨の1、現在の進捗と今後のスケジュールについてはです。

3点目は、農業支援の取組について、3つお伺いしたいと思っております。

1つ目は、災害支援といたしまして、昨年、佐賀県を襲う豪雨に伴う被害は記録的と表現され、家屋はもちろん、農地も各所に甚大な被害を及ぼしております。

そんな中、さきの議会では収入保険の加入促進の御支援を実施いただいておりますが、その状況についてお尋ねしたいと思えます。

質問事項の3、農業支援の取組について、質問要旨の1、先の議会で災害支援に伴う事業が上程されていたが現在の状況は、2つ目としましては、農業の承継課題解決の支援について伺いたいと思えます。町では、人・農地プランの実質化により本件の課題解決に努められているかと思えますが、昨今の状況を踏まえ、いかように進めていかれるのか、お考えをお尋ねしたいと思えます。

質問要旨の2、人・農地プランの進捗と今後のスケジュールは、3つ目は、農家の方々の所得向上の考えについてお尋ねしたいと思えます。

農林水産省の資料で、農業経営体の経営収支という資料がありまして、個人経営体当たりの農業経営収支を参照しますと、平均で1,136千円という数字でした。この数字はあくまで平均ですので、全ての農家がこの金額とは思っていませんが、所得の課題に向き合うことで承継問題の課題解決や事業継続の糸口になればと思い、お考えをお尋ねしたいと思えます。

質問要旨の3、農家の方々の所得向上の考えは。

以上、3点でございます。よろしく願いいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、パートナーシップ宣誓制度について、質問要旨、現在の進捗と今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

#### ○総務課長（矢動丸栄二君）

鈴木議員の質問事項1、質問要旨1の質問に対しお答えいたします。

県内では、今年8月27日に佐賀県パートナーシップ宣誓制度が始まり、唐津市が今年10月から施行されております。

現在、上峰町パートナーシップ宣誓制度の要綱制定がほぼ完成し、受付体制の検討を行っております。12月20日の月曜日に施行する予定でございます。

周知方法としては、ホームページへの周知、広報紙への掲載、チラシの作成を予定しているところでございます。

以上、質問の答弁を終わります。

#### ○1番（鈴木千春君）

お伺いして9月の答弁のときに、12月、年内の宣誓を目標に進めていかれるということで、12月20日ということでお伺いしました。スケジュールどおりだったということで安心しました。

あわせてちょっとお伺いしたいんですけれども、郡内でもこういった会議を併せてされていくという旨、9月の答弁ではあったかと思うんですけれども、今後も郡内で打合せされていかれるのかということと、あと、受けられる恩恵について9月のときに答弁があったかと思うんですけれども、最終的に要綱を作成されてどういった恩恵がえられるのかという2点について答弁をお願いします。

#### ○総務課長（矢動丸栄二君）

まず、郡内につきましてですけれども、郡内調整へ合同で話し合いながらしていこうという話を、県が制定する前に話をしていました。上峰町としましては、もう年内に早めにしていきたいということで郡内の担当者のほうにも連絡を取りまして、ほかの、みやき町とか基山町の動きはちょっとなくて、上峰町だけがちょっと先に施行をするような形になりました。あとは、うちに見習ってみやき町とか基山町とかが対応されるようなことになるかと思いません。

続きまして、宣誓制度に伴うことについてのメリットにつきましてですけれども、まず、上峰町で言うなら町営住宅の入居についてがまず第1になります。あと、県との連携によって、県の病院の面会とか、そういう家族と同等の取扱いができるということがあります。また、県の連携によって、ちょっと今後まだ確定していないんですけど、今後、大学病院とか国立病院、また、アパート関係で佐賀県宅建取引業協会と、また、携帯電話の家族割とかと、あと、生命保険の受取人とか、そういうものを民間の企業と協力を、依頼をしていきたいと県の会議のほうでありましたので、そういう方たちも連携をしていきたいと思っております。

以上になります。

#### ○1番（鈴木千春君）

まず、郡内で話したときに、足並みをそろえるという形ではなく、上峰だけ先行してやっていただいたということに感謝というか、取組を積極的に実施いただいたことに感謝いたします。

続いて、県と話していて、受けられる恩恵については、町営住宅であったりとか家族割等

の民間企業のサービス等を今後進められていかれるというような旨の答弁だったかと思うんですけども、三重県の事例で、三重県でパートナーシップを宣誓すると利用できるサービスの一覧という資料を拝見しました。それには、公営住宅、県及び19市町に関して公営住宅に関する申込みができるという一覧ができていて、医療機関についても市ごとに掲示されている資料があったりするんですよ。ほかには、県のサービス、ここに書いてあるのは、パートナーシップを宣誓しなくても利用できる行政サービスもあるということではあるんですけども、例えて言うならば、市営であったり町営住宅への申込みとか、県立病院への面会、あと病状説明の同席、手術の同意、あと、ドメスティックバイオレンスの相談や県犯罪被害等の見舞金など、そういったサービスが受けられるものが、三重県では資料化されておられました。

あわせて、民間のサービスで、ちょっと話それてしまうのかもしれないんですけども、中心市街地の定住促進住宅でもLGBTQに関する御配慮をいただいた形での募集を検討しているという旨話があったかと思うんですけども、携帯の先ほどの家族割の部分であったりとか、住宅ローン、生命保険、損害保険等のサービスを、こういう見える化、可視化した形で一覧に資料にまとめていただいているんですよ。こういったものを県でやられていることかとは思いますが、積極的に呼びかけていただいて、佐賀県でパートナーシップを宣誓すると、こういう恩恵が受けられるというものをドキュメント化したほうがいいのではないかなというふうに私は感じたんですけども、その件についてお考えをちょっと聞いてもよろしいでしょうか。

#### ○総務課長（矢動丸栄二君）

鈴木議員のドキュメントについてということですが、確かにお客様は当然、一つの何かを見れば全部が網羅できるような、そういう情報が一番知りたいかなと鈴木議員の話を聞きながら思いました。

よって、うちのほうも当然、パートナーシップ宣誓ということでホームページ等を掲載し、また、それに関連づけて、当然、県のパートナーシップ宣誓、また、近隣町村のパートナーシップ宣誓とつなぎ合わせをしながら、どういうサービスがありますと、幅広くありますという御紹介はしていくべきだなと思いました。

以上です。

#### ○1番（鈴木千春君）

実際にパートナーシップを宣誓して、県でも一覧で見れるような取組として町から呼びかけられることがあるのであれば、県に積極的に呼びかけていただいて進めていただければと思います。

本件については9月にお伺いして、そのスケジュールどおりに12月の20日に宣誓制度が導入されるということで理解しました。

最後にですね、これは要望になるんですけども、今回は総務課が所管だったので、パートナーシップ宣誓制度についてお伺いさせていただいたんですが、本制度の導入後は町民の方々にLGBTQの方が増えるということが想像できますので、各課でいろいろ業務をされていくときにLGBTQの方々に関することを考慮いただくということをお考えというか、御配慮いただいて、そのことを要望し、この質問は終わります。

次へ行ってください、お願いします。

#### ○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、現在の進捗と今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項2、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

合同会社つばきまちづくりプロジェクトでは、予定されているプロジェクトごとに規模感や配置の検討を行うため、出店希望テナントなどのフォーマット把握を行っている旨伺っております。

解体作業に着手しておりますが、把握したフォーマット等を積み上げ、並行して配置計画の作成に着手していく予定としております。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

#### ○1番（鈴木千春君）

連日、本件については同僚議員から様々な形で質問がなされています。今の答弁を聞いて、ほかの答弁の方と同様ではあったんですけども、合同会社つばきまちづくりプロジェクトについては、解体のプロジェクトと並行して出店希望テナントのフォーマット把握を努めておられるということで伺っていました。

また、解体の工期については、来年度の上半期中に完了を予定していて、第1弾のプロジェクトとしては定住促進住宅で、先ほど同僚議員の質問の中でもあられたと思うんですけども、こちらはPFIの方式が採用されて、町費を少なく抑えると、限りなくゼロの可能性もあるということで、国から45%の補助を得て、残りの分を30年の家賃で充てていくというようなことでお話があったかと思えます。

PFIについては、町でということ町から情報発信があられるということで、発出するタイミングとしましては、来年度中に実施方針が示されるという旨あったかと思えます。ちょっと1個目の質問と重複しちゃうんですけども、パートナーシップ宣誓制度について

も御考慮いただいている事業であるということで大変期待をしている部分ではあるんですけども、あわせて、解体と一緒に進められるフォーマットの計画についてはしかるべくタイミングで情報が発出されるという旨の答弁は理解しました。

ここで、同僚議員の質問とちょっと変わってしまうんですけども、一部、資金調達のことについて同僚議員からも質問があられたと思うんですが、資金調達の手法について、私からは質問させていただきたいと思います。

以前の答弁の中で、プロジェクトファイナンスというものを含めた形で進められるという認識でよろしいでしょうか。もちろん、融資の相手がおられることでこの限りではないとも思っていますが、よりよい方法があれば積極的に導入していただきたいと思っているんですけども、私がプロジェクトファイナンスにこだわる決定的な理由としましては、プロジェクトファイナンスは、ノンリコース、リミテッドリコースローンであり、リコースローンであったならばプロジェクトファイナンスではないと。要するに、プロジェクトファイナンスは、ノンリコース、リミテッドリコースであるということが上げられると思いますので、ぜひともこの資金調達の手法としては、プロジェクトファイナンスを含めて検討していただきたいなと思っているんですけども、そこら辺の資金調達の方法について答弁いただいてもよろしいでしょうか、お願いします。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いわゆる調達手段に関しましては、議員もおっしゃられるようなプロジェクトファイナンスも当然念頭には置いておりますが、様々な形態がございます。

例えば、クラウドファンディングなんかも一つあると思いますし、我々もずっとやっていますけど、ふるさと納税もあり得ます。さらにまた、不動産の証券化ということも考えられます。これはリートなんかもそういうやり方しているかと思います。あとはインパクト投資であったり、ほかの投資を委ねるような機関等もありますし、あるいは合同会社自体が地方債発行なんていうやり方も可能だというふうには思っております。

ですので、そういった資金調達にはいろいろな手段がございます、その状況状況に応じて一応適宜いろいろ考えていく必要があるのかなと。今の段階からいろいろ絞り込んでいくよりも、いろんな可能性を図っていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、現段階におきましては、金融機関等とも良好な関係保っておりますし、解体が実際始まって可視化されている状況にもありますので、そういったところで積極的な問合せがあったりとか、そういうのもあっているのも現状でございます。

ただ、いろんな可能性ございますので、そこは何か一本に絞ってということではなくて、いろいろなやり方を検討しながら、合同会社のほうでも含みおいて考えられるものというふうに思っております。そのために我々のほうも、いろいろな情報であったり手法であったり、

提供することは惜しむことなく一緒に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○1番（鈴木千春君）**

やはり資金調達の方法についてはプロジェクトファイナンスに限定することではなくて、クラウドファンディングとか、ふるさと納税だったりとか、不動産の証券化というような様々なやり方があられるかと思うし、特に事例も少ないことだとも思っていますので、なかなか資金調達の部分でも、御尽力というか、御苦労されるのかなとは思っているんですけども、よりよい方法を模索しながら、負荷のかからないような形で進めていっていただければということをお願いしておきます。

もう一点、これは9月にもちょっと依頼していたことで、御検討をいただけますかということでも話していたことだったりするんですけども、今、資金調達、同僚議員の質問で、資金調達のところで興味を持たれている金融機関もあられるというようなお話があったかと思うんですけども、私が結構、本とかインターネットとかで調べたり勉強したりすることが多くて、その中でやられているのは、金融機関にファイナンスアドバイザーとして入っていただくと、資金調達の部分であったりとか損益計算書だったりとか、融資の確度を上げるための投資というんですかね、そういう形で、何か融資が受けられれば成功報酬で契約することもできるみたいなことを見たこともあったので、こういう金融機関の方に資金調達の助言をいただくアドバイザーとして参画いただくということについて再度改めてお伺いしてもよろしいでしょうか、答弁をお願いします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

前回、議員からもそういった御提案があったのは私もしっかり覚えているところでございます。

それで、合同会社の民間企業パートナーの中にも金融の取扱免許を持った事業者さんも入っておられます。また、ちょっとあと、内閣府の人材派遣制度とかも活用して、今その申込みをして調整をいろいろしているところでございまして、そちらからの派遣が今調整をしているような状況でございます。

ですので、そういったところからも様々な知見をいただきながら、我々もその内閣府のほうから御紹介をいただく人材のいろいろとアドバイスを受けて、事業の取組に当たれるような環境形成をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○1番（鈴木千春君）**

今の答弁聞いて安心しました。やはり融資の確度を上げられる方が民間企業パートナーにいらっしゃったりとか、内閣府からそういう方々が来て活用されているという旨お伺いしまして安心しているところでありますので、もう解体がスタートして全体のフォーマットを計

画する段階に入っていよいよ中心市街地活性化事業が進捗している状況かと思っておりますので、引き続き御尽力いただいて進捗させていただくことを要望いたします。

本件につきましては、多くの同僚議員が質問して私が聞こうと思っていたことを聞いてくれたので、進めていただくということを要望しまして、本質問は終わります。

次へ行ってください。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問事項の3番、農業支援の取組について、質問要旨の1番、先の議会で災害支援に伴う事業が上程されていたが現在の状況は、執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（日高泰明君）**

鈴木議員御質問の質問事項3、要旨1について答弁させていただきます。

9月定例会に補正予算を計上いたしました農業経営収入保険制度支援対策事業補助金については、10月8日に補助金交付要綱を制定して施行いたしました。案内のチラシを作り、JA生産組合長会議などで周知を図り、12月末までが農業経営収入保険の加入手続の期限となっています。加入者の確定により補助金申請の案内を行い、申請を取りまとめて補助金を交付する計画でございます。

以上でございます。

**○1番（鈴木千春君）**

農業経営収入保険制度支援対策補助金として9月議会で上程いただいた予算については、もう可決されて、10月8日から要綱をつくってJAに発信しているというか、12月末の期限で募集に入っている状況だというふうに思うんですけども、本件についての問合せだったりとか申込みの状況についてお伺いしてもよろしいでしょうか。答弁をお願いします。

**○産業課長（日高泰明君）**

収入保険制度を所管します三神農済のほうからもちろん連絡があつておるところで、今把握しております数字は、今年度に参加者の方は8名の方であるというふうなところで今現在のところお受けしております。前年は5人でありましたので、3名様お増えになった、この制度につきまして広く周知をしていただくところで、協力いただいているところもこの農済様のほうでございます。もちろん打合せを重ねてこの制度を施行しておるところでございますが、問合せ等につきましては、農家訪問を農済様のほうで各戸行う折にお話をされたり、また、他市町では説明会等も行われている状況も聞きますけれど、加入の対象者が青色申告者でございますので、そういった対象を絞ったところでの開催を今検討しておるところでございます。

以上でございます。

**○1番（鈴木千春君）**

10月21日の佐賀新聞の記事なんですけれども、収入保険制度を2019年1月にスタート、同町内——上峰町ですね、同町内には約300人の農家がいるが、今年の加入は5名程度と加入が進んでいないという旨が記載されていて、それが先ほどの答弁の5名という数字で、今回は8名に3名増えたのかなというふうに思っております。

説明会が他市町でやられていて、農済のこの資料を見ると、確かに青色申告されている方が対象であるという旨記載があったりするんですけども、ぜひ上峰町でも進めていただければというふうに思っております。

確かに300人の数字がいる中で8というふうに考えると、1%で3人なので、3%ぐらいのかなというふうに思っているんですけども、浸透していない理由について大きく2つ考えられるのかなと思っております。

1点目は、御検討いただいている御支援が有効でないという判断をされておられるというパターン、2点目は、そもそもこの制度のこと自体を知らなかったり、その制度は知っていても、町が支援しているという事実を知らなかったりするということ、この大きくは2点があるんじゃないかなというふうに思うんですよね。前者については、農家の方々がもう知っていてその判断で特に申請をしていないということであるならば、それはいいということではないのかなと思うんですけど、別の方法を考えていただく機会なのかなというふうには思いつつも、後者の場合は、そもそもこの制度自体を知らなかったり支援しているということを知らないということは、これは努力で補えることなんじゃないかなというふうに思うんですよね。

農済のこの資料を見てみると、確かに収入の3年間の収入から同僚議員への答弁の中で、農家の方々の所得を出すのがなかなか難しいというような話もあられたかと思うんですけども、基準収入の9割を下回った額の9割を補填していただけるという制度ということで、有効なんじゃないかなというふうに私は思っております。ですので、この周知を知っていただくための御努力を御尽力いただきたいなというふうに思っていて、先ほど説明会というお話があったので、課題と捉えて積極的に考えてやっていかれるのかなとは思っているんですけども、率直にお伺いしたいのが、今のこの加入を促進するための取組として考えているようなことがあれば答弁いただければと思います。お願いします。

#### ○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の加入に際しての率直な考えでございますけれども、まずもって、対象者300人の農家様もちろんいらっしゃるところでございますが、青色申告をなされている方、手持ちの情報によりますと、上峰町で33名の方が青色の申告を農業者さんでされているというふうな母体となっておるところでございます。まず、この母体の数字を増やしたいというふうな思いがありますので、農家の方たちの青色申告でスムーズにいく内容としたら、JAの青色申告会というふうなところの場の活用が考えられるところでございますので、もちろ



んJA様のほうでやられている内容であります、こちらにもうちもタイアップして協力するのを惜しまないところで推進策を計っていきたい。

それで、その対象者の方を増やしまして、もちろん他市町で私が青色申告をしていますというふうなデータはちょっとなかなかセンシティブなデータでございますが、そういったところの把握に努めまして、共済様と一緒に詳しい説明を申し上げて加入につなげていきたい。もちろんこの補助金を加入から3年間うちのほうが交付するようなところで計画した、この補助金の内容についても周知をして加入促進につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

### ○1番（鈴木千春君）

確かにおっしゃっていた300人全ての農家の方々の中には本当に小規模で家庭菜園とかやられている方とかが含まれている数字なんじゃないかなとは思うんですね。ですが、この収入保険制度自体は非常に有効だと私も思っていて、多分、課長の答弁でもそういう認識なのかなというふうに私は理解しているんですけども、確かに青色申告者は現在33名で、こちらの数を増やした結果、収入保険制度に加入していただくということで、すぐになかなか困っている、災害を受けている方々にダイレクトに行けない形なのかなというのはちょっと歯がゆい部分もあるんですが、そこら辺の青色申告をする農業法人の方々を促進するようなことをJAさんと一緒に進めていっていただきたいなというふうに思っております。

今回大きく私の質問事項3というのは、災害支援に関することと、農業の承継問題に関することと、農家の所得向上に対する支援の、この3つにして共通して言える課題として私が思っていることとしては情報発信なんじゃないかなというふうに1つ思っているんですね。3点、いずれにちましても、対応とか御支援を町は実施していただいているんですけども、それが農家の方々に直接耳に入っていなかったりとか、制度を知らない、支援していることを知らなかったりとか、人・農地プランであるとか実施していることを知らなかったりとかというので、そういう情報発信とか、農家の方々の耳に届くような広報について、この質問事項3では問題であると私は感じているので、その情報発信の方法についてはより積極的に耳に届くようにやっていっていただければなど。先ほどおっしゃっていた説明会なんかまさにそうだと思うんですけども、そういったことを御検討していただきながら周知に努めていっていただければというふうに思っております。そのことを要望しまして、その件に関しての考えをお聞かせください。

答弁を聞いたら次の質問に行っていただいて構いません。答弁をお願いします。

### ○産業課長（日高泰明君）

議員、重要視されております。私も重要視しておりますこの情報発信でございます。農家様の耳にどのような方法で届くのか、通常どおりの広報紙、ホームページの回覧では難し

いかなというふうなところで、要所要所に協力を求めて、チラシ等の配布をお願いしているところもございます。

こういったところで、この農家の方の耳に届くようなところを今後とも考えてやっていきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の2番、人・農地プランの進捗と今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（日高泰明君）**

鈴木議員御質問の質問事項3、要旨2につきまして答弁させていただきます。

人・農地プランにつきましては、地域の持続可能な農業を実現するため、アンケートの実施、地域の状況の可視化、地域での話し合い、取りまとめと公表の4つの段階を通じて、地域住民の意見を積極的に取り入れ、農業利用を担う経営体の在り方を集落ごとに明確にする実質化が求められております。

昨年度までに、アンケートの実施、地域の情報の可視化の工程は終了しており、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況や農繁期等を鑑み、適切な実施時期について、農業委員会をはじめ、関係各所と協議を行っております。

この実質化の取組につきましては、担い手不足に悩む町内の農業において重要な役割を果たすものと考えており、担い手の確保だけでなく、根本的解決策として新たな農業の形についてなども多角的に多くの意見を選択肢として取りまとめるためにも、地域での話し合いにはできるだけ多くの方に参加していただきたいと考えておりますので、参加しやすいタイミング、開催方法で実施したいと考えております。

以上でございます。

**○1番（鈴木千春君）**

人・農地プランについてなんですけれども、今答弁いただいて進めていただいている、昨今のコロナ禍があつて新しい変異株等も出てきてスムーズに進められない、歯がゆいなど思っていることは多々あるんですけれども、先ほどの質問のところで課題を提示した情報発信について、人・農地プランのこの人に集まっていただいて会議をしてアンケートして可視化するということまでは終わっているというような話があつたかと思うんですけれども、こちらの情報発信の手法についてお伺いしてもよろしいでしょうか、答弁をお願いします。

**○産業課長（日高泰明君）**

議員御質問のところでございますけれども、もちろんアンケートの実施は終わっており、地域の状況の可視化というふうなところで、地域の耕作者様の状況についての地図をお作り

しまして、目に見えるような図面に起こし、可視化というふうなところでしているところがございます。

こういった内容につきましては、地域の方にアンケートの実施までももちろん終わっているところで、今後どのような内容があるかというふうなところの周知はホームページのみの計画表のところになっておるところでございます。

昨今、女性農業者との意見交換会というものを農業委員会のほうでやったところでもございますが、そういった意見交換会と同様のやり方の検討もするところがございます、具体的な今後こういったふうな内容での取り組んでいきますというふうなところはまだ表に出していない状況でございます。

以上でございます。

#### ○1番（鈴木千春君）

情報発信の方法についてはホームページのみではあるけれども、女性農業者の方との意見交換会等で、情報、意見交換をされているという旨の答弁をいただいたかと思えます。

ここでちょっと人・農地プランの他の取組をちょっと見てみたときに、佐賀県のとある市で人・農地プランの実質化に伴って協議結果を御掲示している自治体がありました。そこでは、協議を重ねた地区と、あと、当地区における今後の地域の中心となる経営者担い手の状況等を皆さんで議論されて、その結果としては、担い手は、この地区に関しては十分に確保をされているという旨が記載されていたりするんですけども、こういった取りまとめたものというのは情報発信していく御予定でしょうか、そこら辺を答弁いただいてもよろしいですか、お願いします。

#### ○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところで、私はちょっとそのホームページ、ネットの記事はちょっとお見受けしたことがないのでございますが、議員もこの話合いのMF Iメソッドというような、付箋を使った話合いの取組に御参加いただいたところと認識しております。

その話合いの結果、要点を絞ったところで題名で3つほど挙げて、みんなでその意見について投票するような、そういった取りまとめの内容につきまして非常に面白いものができる流れのことで認識しておられると思えます。

もちろんそういったところの画像なり上げて皆様に広く周知したら興味も抱いていただけることじゃないかなと思えますので、そういった方向性は持ちたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

#### ○1番（鈴木千春君）

私も確かに参加させていただいて非常に有益な方法だなというふうに思いました。ちょっと思い出すと、たしか参加者がやりたいと思っていることを書いて、それを掲示して、自分

には投票できないというルールで無記名で投票してみんなの意見を集約化するというような、そういうやり方だったと思うんですけども、非常にいいやり方だなと思っていて、そのやり方自身を発散していただくとということと、あわせて、ちょっと私の聞き方がちょっと悪かったんですけども、農地の集約化をしていくに当たって議論された結果を発信していかれるのかということとをちょっと聞きたかったので、その辺をちょっとまた答弁いただければと思います。

何でこういうことを聞くかということ、人・農地プランの進め方についてちょっと認識のそごがあったら申し訳ないので、今私が考えている人・農地プランの進め方というのは、皆さんでアンケートして課題を可視化して集約する部分を集約したりすると。プランを見直すような形にはなるんですけども、ここで農水省のホームページ、農地中間管理機構というところにこれは導入されるのかどうかはちょっと、決定しているのかどうか、分からんですけども、農地中間管理機構を交えてこういう農業の集約化を図っていかれるのではないかなど、それが人・農地プランなんじゃないかなというふうに私は理解しているんですけども、その2点ですね、アンケートして可視化した結果を情報発信されるのかということと、集約化した情報に対してプランを検討したときに農地中間管理機構に共にやっていかれるような形になるのかということについて答弁をお願いします。

#### ○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところの答弁でございますが、まず、プランを見直す際に全体的なファシリテーション、MFIを使ったような、ちょっと面白いような題材の結果が出てくるのではないかなと思います。

その結果によりまして堅い文章をうちのほうで作成するところでございますが、それがプランとなってくると思います。

そのプランにつきましては、もちろん公表を考えておりまして、先ほど農地中間管理機構というような、もちろん農地の貸し借りを中間立って行うようなところでございますが、ここで集約をかけて農地の賃貸借について借りやすいような内容の土地の交換でありますとか、そういったところの事業ができますので、そういったところを含めまして、この農地中間管理機構を交えて行っていくような流れとなっております。

要約してまいりますと、話合いの結果をちょっと堅苦しいようなプランの内容と記しまして、その公表は図っていくところで考えております。

以上でございます。

#### ○1番（鈴木千春君）

話し合った内容についてはプランとして情報発信されるということと、あと、農地中間管理機構を交えてやっていかれるということで認識をすり合わせることができました。

農地中間管理機構についていろいろ調べてみると、話合いの成果は市町村が皆さんと協力

して人・農地プランとしてまとめます。その具体的な未来の設計図ですと。機構は——農地中間管理機構ですね、機構は公的機関だから安心して貸せると。賃料については確実に支払われるし、遊休農地についても心配ありませんと。農家と個別に交渉する必要がなくなるという旨がメリットとして記載されていて、まさに農業の承継問題を図っていくときに御尽力いただける機構なのかなというふうに思っております。

ぜひ人・農地プラン、現在、昨今この状況の中で進めていくことがなかなか難しかったりとか、ちょっとスケジュールが見えていない部分があったりするとは思うんですけども、ぜひ将来的にやろうと思っていることを現場の農家の方々に理解していただくと。

まず1つ目としては、危機感の共有というのが書かれていますので、まさにアンケートとか可視化というのは危機感の共有だったのではないかなというふうに思っているんですけども、人・農地プランを活用して農業の承継問題に取り組まれているということなので、ぜひとも円滑、今の状況の中では難しいのかなとも思うんですが、あけてからは進捗していただくよう御尽力いただければと思います。

ちょっと関連でお伺いさせていただきたいんですけども、9月にも同じ質問をさせていただいたかと思うんですが、昨今のこの状況の中でZoomを用いての会議とか打合せだったり、会議に限らずコミュニケーションとか、そういう形を導入するということについてはお考えお変わりないでしょうか、答弁をお願いします。

#### ○産業課長（日高泰明君）

タブレット、パソコンなりを用いたZoomのソフトを用いての会議というふうなところでございますが、確かに農業委員会のほうでもタブレットを持って業務を行うような流れが今国のほうからもあっております。

でも、人・農地プランの取りまとめ、話し合いというふうな場におきましては、やはりまだこのZoomを用いたというふうなところは先進的なところで皆さん取りかかりにくい、取っつきにくいのではないかなと私は思いますので、まず、農業委員会の内部でもタブレットなりの導入を図って、そういったところでそういった機器の取扱いができるようなところの状況ができた暁にはZoomを用いた会議等も、遠くのところと話を持つようなところでも考えますが、今現在ではちょっと拙速なところ、うちの取りかかりのところはまだちょっとできないかなとは思っております。

以上でございます。

#### ○1番（鈴木千春君）

今の答弁を伺いまして、なかなかやっぱり私は農家の方々と関わる機会が多いので、どうしても高齢化でスマホすら持っていないという方もおられるし、そういう方々にPadを購入したり、スマホを購入して、Zoom等というのはなかなか難しいのかなとも思っているんですけども、これが現場の実態なんだなというふうに私は思っていて、やっぱり農業に関わ

られる方というのは高齢の方が多くて、Zoomとかが使えないで取り残されてしまっているというような問題、本件の質問とはちょっとそれてしまう部分もあるんですけども、これを機会にZoomの活用等を、使い方を教えてあげていただいたりとかすることで新しい使い方を学ぶことができる機会になったらいいなと思って、そこら辺を含めて今回の中でちょっとお話しさせていただいたんですけども、本件につきましては了解いたしました。

次へ行ってください。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の3番、農家の方々の所得向上の考えは、執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（日高泰明君）**

鈴木千春議員御質問の質問事項3、要旨3につきまして答弁させていただきます。

農業所得向上の推進として、県全体でさが園芸生産888億円推進運動に取り組んでいます。これは、園芸農業生産額を2028年までに888億円に拡大することを目標に、新たな園芸生産の推進に取り組むものです。

園芸のための機械、施設等の整備に要する経費に対して補助するもので、ICTを活用した環境制御器を導入して、省力化、高収量、高品質生産の実践にも取り組めるものです。

園芸農業生産額の向上を図ることにより、生産農家の所得向上は無論のこと、稼げる農業の実践は、それを目指した新たな担い手が確保されるような好循環が生まれることが期待できます。

また、町の新たな製品の創出も期待できるところであり、三神地区推進支部を設けて推進を図っております。

以上でございます。

**○1番（鈴木千春君）**

この質問をする前に、冒頭申し上げました農業経営体の経営収支について調査結果の概要をちょっと読み上げさせていただきます。全農業経営体、全国農業累計平均で見た全農業経営体、個人経営体及び法人経営体を言う。1経営体当たりの農業経営収支は、農業収益が9,253千円、農業経費が8,065千円となった。この結果、農業所得は1,188千円となったという記事が書いてあるんですよ。これは全体なので、個人経営体で見ると、もっと金額が少なくて、農業収益が6,617千円で、農業経費が5,481千円で、結果、農業所得は1,136千円という結果だったんですよ。改めて数字にしてみると、いかにやっぱり農業というのは難しいと、稼ぐ農業というふうに先ほど答弁の中でもあられたんですけども、やはり農業の中で生計を立てていくというのは非常に難しいことなんだなというふうに改めて感じた次第でございます。

さが園芸生産888億円推進事業実施要綱というものを今答弁の中でおっしゃっていて、私

もこれを見て調べてみたんですけれども、非常に有益である旨、趣旨を見ても、革新的技術の導入により、収量、品質ともに飛躍的向上を担う先導的な農業者や園芸農家に取り組む新規就農者の確保を努めるとともに、省力化、高品質化、技術の普及や規模拡大などを施行する農業者を育成するとともに、園芸農家を農業所得の確保、向上の牽引役として確立していく必要がある。このため、本事業は農業所得向上に向けた収量、品質向上の経営規模の拡大、経営コストの削減、農業所得の確保、向上ができる園芸農業確立に必要な施設、機械等の整備を推進するものとするというふうにあられて、これ確かに農業を集約化していくという人・農地プランの中で中心体になられる方が活用しながら進めていくには非常に好循環であられる施策かなというふうを感じる一方、この中で採択要件等を見ると、JGAPに限らずGAPに取り組むこととかということがここに書かれているんですね。

実は私、GAPの認証の講習を受けていて指導員の免許とかもあったりするんですけれども、非常にGAPを認証するための施設設備の投資という意味では、非常に大がかりなものになり得る印象がありまして、確かに大規模な農家の方々についてはこの制度というのは非常にいいものであるのかなというふうに思っている半面、それだけ町内にいる農家の方はみんな大規模の方とは限らないので、中規模、小規模の農家の方々もおられるかと思しますので、大規模の農家の方々についてはこの施策を進めていただければということで、先ほどの情報発信が課題だということもあったと思うので、積極的に発信していただければというふうに思う反面、新たな疑問として、中規模、小規模の方々の農家に対してのお考えというか、考えている御支援についてお考えを聞かせてください。お願いします。

#### ○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の中で、GAPの取組が必須化されており、確かにそのとおりでございます。

GAPの取組にも、種類にも幾つかあるというふうなところで認識しておるところでございまして、県GAPの認定につきましては、それほどの手間はかからないというふうなところで私思っております。この県GAP——今このGAPの取組につきましては今からの生産工程の管理のために必要というふうなところで、こういった補助を受けるに際しましては要件立てされているところがございますので、この取組につきましては、小規模でありますような方の県GAPにあまり経費がかからないような内容で常識的なところと聞いております。施設に入る前に手を洗ったり、靴の汚れを落としたりでありますとか、また、肥料関係への使用につきましてはでありますとか、そういったところで、あまり負担にならないようなところと聞いておりますので、こういったGAPの取組が必要になるというふうなところの認識は思っているところではございません。

この園芸の取組につきましては、園芸農業の推進がやはりこの収入拡大につながりますので、こういったところの取組につきましては、町のほうでも推進して新しい産品なりの創出につなげていければというふうなところで考えております。

以上でございます。

### ○1番（鈴木千春君）

確かに今の答弁の中であった話として私が講習を受けたのはJGAPのことについてで、JGAPに関しては、それこそ取った作物をパッキングするのに別の何か建物を構築しなきゃいけないとか、そこに外気が入らないようビニールの膜みたいなのをしなきゃいけないとか、トイレから何メートル以上離れていなきゃいけないとか、非常に施設の投資がかさむイメージがあったので、それをGAPが含まれているということではなかなかハードルが高いものかなと思ってはいたんですけども、佐賀県のGAPの状況についてはちょっと把握していない部分があったりするんですけども、ここに県GAPの取組ステップ6ということで、そのチェックシートを市町に提出することに努めるというような記述があるので、チェックシートを書いていけば満たせることなのかなというふうに思って、私が思っているよりもハードルというか敷居が下がるのかなというふうに感じました。

あわせて、かねてからずっと言っております情報発信について非常にいい取組だなとも思うし、GAPが認証されると取り扱うお店が増えたりするというような話も聞いたことがあります。佐賀県のGAPがその認証になっているかどうかというのはちょっと分かってはいない中で話しているんですけども、農家の方々にとって佐賀県のGAPを取ることで新しい販路を獲得することができるのであれば、所得向上につながる可能性も十分あり得るのかなと。そういった意味で、この888のこの本事業については非常に有益であるのかなと思う反面、現場の農家の方々にこのことが届いていないというような印象がちょっと拭えないので、ぜひとも積極的に説明会を設けていただいたりとか、情報発信に努めていただくことを要望させていただきます。

最後に、ちょっと6次産業の推進の方法として町の関わり方としてちょっとやれる、こんなことができないかなということをやっと1個提案させていただいて最後の質問にしたいんですけども、今現在、OEMの商品を開発してくれる事業者が佐賀県内に結構あったりされると思います。例えば、炭酸水を産品を使ってそのエキスを抽出して上峰オリジナルの産品を創っていただいたりとか、あと、取っている小麦を製粉、乾燥をかけて粉にしてうどんとかラーメンの麺に変えたり、付加価値をつけて新しい販路で販売していくというようなことをやっている企業さんが結構多く見受けられます。

これ、私個人的にちょっと興味があったので、できないかなと聞いていろいろ相談させていただいたんですけども、小麦に関しては結構補助の関係もあるので、すぐあるここからここまで売ってくれというのができなかったのも、ちょっと諦めてしまったんですけども、そういうOEMをやっているようなところと小麦とか何かの原材料に使える農作物をマッチングして——マッチングというところまでいくとなかなか難しいのかなとも思うんですけども、そういう形で6次産業を自分で加工しなくてもできるというようなことを情報発信と



どうか、情報として集めていただいて、しかるべき場所で情報を発信していただいて、あとは農家の方々がやろうと思ったら進められるような状況にさせていただきたいなというふうに思っていて、そうなれば、正確に言えば6次産業とは言えない形ではあるのかなとも思うんですけども、農家の方々が所得を向上するための一つの付加価値にもなり得るのかなというふうに思っております。

あわせて、作ったものに関しては、上峰町のふるさと納税で出したり、OEMでつくっていただいた会社のふるさと納税に出品したりとか、新たな販路も築くこともできたりするし、上峰町の新たな魅力というか名物にもなり得るのかなというふうに思っているんですけども、そういったOEMの情報を蓄積してしかるべき場所で発信してさせていただきたいなということを要望したいんですが、そのお考えについてお伺いしてもよろしいでしょうか。

#### ○産業課長（日高泰明君）

議員御提案のところとは存じますが、6次産業化、町のほうでこれだけ出していただければOEMでこういった加工品で加工できて販売できますよというような内容かなとお聞きした次第です。

まず、先ほど小麦というふうな単語もございましたけれども、そうした産出の作物がいかほどあるかの把握と、こういったOEMをされるような事業者の方がどれくらいいらっしゃるかのところの情報によりこのマッチングというふうな内容になってくるかなと思いますので、私の、にはちょっと先ほどお聞きしたところの次第での考えしか分からないのでございますが、その母体等の把握をまずした後に、こういったマッチングをするような取組で情報を町が発信していけるのかについてちょっと検討が必要かなと今の段階では思うところがございます。

以上でございます。

#### ○1番（鈴木千春君）

確かに町内の事業者の方がOEMをつくって出してくれたりしてくれるわけではないので、基本的には町外の事業者さんとかになってしまったりする部分があるんですけども、上峰町で農業されている方々の所得の現実というのが先ほどの揭示された1,180千円だったりするのかなというふうに思う部分で、その部分で承継問題だったりとか、経営、継続することが難しいのかなというふうに思うことがあったりするので、私も情報があれば課に積極的に共有させていただきますので、共に農家の所得向上に向けての課題解決に努めていただければというふうに思っておりますので、ぜひとも前向きに御検討いただければと思います。

最後に一言いただいて、この項は終わります。質問を終わります。

以上です。

#### ○産業課長（日高泰明君）

議員御提案いた、しました内容のところ、拒むところではもちろんございませんし、新

しいところにチャレンジしていくところの気持ちはございますので、また勉強しながらやっていきたいというふうに考えます。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、3時55分まで休憩いたします。休憩。

午後3時38分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

2番大川徹也君からお願いします。

○2番（大川徹也君）

ただいま議長より登壇の許可を得ました2番議員大川徹也です。通告書に従い一般質問をさせていただきます。

今回質問事項は3つです。

1、町の資産の利活用について、質問要旨1、町の資産を有効活用すべきという観点から、町が保有する土地や建物等について、近い将来従来の役割を終えるもの又はすでに終えたものを再度活用する計画が既に何かあるか。また、その利活用の計画の提案を行う。

2、町の情報の共有について、1、町の行政情報が町民と十分に共有されているかという疑問があり、この情報の共有の取組を強化していくという観点から、HPや紙媒体の広報誌のみならずSNSを利用した利用促進についての町の見解を伺う。また、それと共にSNSの利用の計画の提案を行う。

3、町長の政治姿勢について、質問要旨1、町が行っている大型事業、例えば、ふるさと納税事業、中心市街地活性化事業等の進め方及び議会での執行部と議員（議会）とのやり取りについて。

住民は生命、財産の保全から公共の福祉の向上の達成を税金という財産とともに自治体に信託します。ここで自治体は受託責任が生じます。受託者である自治体はその責任を負って住民から信託された財産の運用について最少の経費で最大の効果をもたらすように、意思決定や政策形成を行い、財、サービスの提供を行うのです。会社に例えるなら、住民が株主で自治体は会社、町長らは執行役員、議会は監査役員です。その監査役である議会は果たしてその役割を十分に果たされているのでしょうか。というのも、数千万円、数億円、数十億円と

いう規模の事業を十分に審議することができていないのです。審議する材料そのものが不明だからです。

自治体には責任説明があります。これは単に自治体の仕事を説明する責任ということではありません。説明責任とは、英語のアカウントアビリティの略語ですが、アカウント、つまり勘定という意味が幹です。すなわち、自治体の説明責任とは主に勘定を通じて自治体の受託責任を説明することです。改めて町長に議会と執行部の在り方、また、大型事業を含む事業の進め方についてただしていきます。よろしくをお願いします。

**○議長（中山五雄君）**

それでは、質問事項の1番、町の資産の利活用について、質問要旨、町の資産を有効活用すべきという観点から、町が保有する土地や建物等について、近い将来に従来の役割を終えるもの又はすでに終えたものを再度活用する計画が既に何かあるか。また、その利活用の計画の提案を行う。執行部の答弁を求めます。

**○財政課長（川原俊史君）**

大川徹也議員の質問事項1、質問要旨1について答弁いたします。

私からは町有施設全般についてお答えをさせていただきます。

近い将来に従来の役割を終えるもの又はすでに終えたものを再度活用する計画があるかどうかですが、平成28年度に策定しました公共施設等総合管理計画の中では、利活用について明記している施設についてはございません。その後策定しました公共施設等個別施設計画においては、社会体育施設の体育館、武道館、町民プールなどについては、再整備の検討中としているところです。また、個別施設計画に掲載をしていない町営住宅などについては、別途担当課において長寿命化計画を作成しております。

以上で答弁を終わります。

**○2番（大川徹也君）**

現在、町が保有する土地、建物について近い将来に従来の役割を終えるもの又はすでに終えたものを再度活用する計画は具体的にまだ決まっていないということですが、今、計画をしている最中ですか。

**○財政課長（川原俊史君）**

平成28年度に策定しました公共施設等総合管理計画につきましては、今年度計画の見直しの更新年度となっております。今後、役割を終えるような施設などがありましたら、今回の更新の管理計画に反映させることになるかと思います。

以上です。

**○2番（大川徹也君）**

ハードな、いわゆる建物、一般にハードと呼ばれる資産は、使えるものは長く使っていきとうということで長寿命化をしていきたいと思います。それが国の指針であり、また県や町の指針

であります。ですから、ぜひ町の資産、そして、これは町民のために有効活用できるように具体的に計画をしていくべきものではないかと思えます。

例えばこういうことがありました。今般の一般質問の中で同僚議員からも出ました。また、9月の定例議会の中でも同僚議員の中から出ましたが、災害時の話です。具体的には私もその話は直接住民の方からお伺いしたんですが、大雨水害時の話でした。建設課長から説明を受けましたが、下水の真空管の中に一部不具合がある場所に水が入り込んで真空の効果が下がってしまい、おトイレのお水が非常に流れにくかった、もしくは流れなかったという状況が出たそうです。排せつは日常の生活の中でも大事なものです。これがうまく処理されないと生活自体ができません。そこで、このような災害時にマンホールトイレという今簡易式のトイレの中で注目されているトイレがあります。これは災害時にマンホールの蓋を外して便器を取付け排せつ物を下水道に直接流すマンホールトイレを導入する自治体が2019年度には全体で約36%出てきたということです。これは国土交通省が推進しているもののようです。このマンホールトイレは排水管を経由して下水道管まで流すため、プールや雨水などの水源、送水手段を確保する必要があるとのこと。今、中心市街地活性化計画の中で体育館や武道館、プールなどを併設するという計画があるというふうに伺っています。そうすると、町民プールや上峰小学校のプールなど、これらが水源となり得る場合もあります。マンホールトイレ用。このように町が保有する財産で利活用ができるものもマンホールトイレとして、今一例として挙げましたが、こういうやっている自治体もあるということです。

町長にお伺いします。当町にとってこのマンホールトイレというのが検討するに値するものかどうか、お考えがあればお考えを伺わせてください。

#### ○町長（武廣勇平君）

私、そのマンホールトイレなるものをちょっと十分存じませんが、今、町が農集排、特に課題になっておりますのが機能強化更新時期に差しかかっているという中で何を議論しているかということをお伝えします。

様々な部分改修というのはもちろんだけれども、公共下水道とのつなぎ込みを町域を越えて行っていくという議論を県のほうもブロック単位で行っていくような要請をされています。すなわち、対処療法でなく、今後の人口減と税収減を見据えたコンパクト化、集約化、これが一方で全ての公共施設ストックにおいては視点として欠かせないということだと私は思います。これは先ほど言及されました体育館とか、うちの老朽化比率100%を超えた公共施設もそうありますが、老朽化比率、長寿命化にも限度があります。昭和56年以前の建物については、品質については、その基本的なクオリティーがよいものだとは言えないという観点から、建築学会においても長寿命化指針に――すみません、耐用年数の指針についても下限値50年、長寿命化最大値60年だったと記憶しておりますけれども、そういう設定をされておられます。

長寿命化というのは改築改修の約6割の費用をかけるものです。6割の費用をかけて残り5年、いや、あるいは15年の長寿命化をして、さらに改築を行い、土地を取得し新設することがよいか。人口減、税収減に備えてコンパクト化し、特に使用料を取るようなスポーツ施設、あるいはPPPの枠組みで民間に運営委託、あるいは建設費を捻出していただくことができることが可能か、その検証はやはりしっかりとしていくべきだという姿勢でこれらの複合化、公共施設の複合化については臨んでいきたいという考えを持ってございます。

## ○2番（大川徹也君）

全てが新しいものに更新できればよいことですが、現実問題はそうもいきません。使えるものは使っていく、これが現実です。私は自分の意見を押し通そうとするつもりは全くありません。ただ、今役割を終えようとするもの、つまり中心市街地活性化事業に伴い従来の役割を終えようとするもの、プール、体育館など、これらのものについてどのように考え、どのように、町民のためを考えるとときにどのように計画をしていくかという考えを伺いたかったです。

## ○町長（武廣勇平君）

すみません、ちょっと言葉足らずで失礼いたしました。

プールについては、もう時代が屋外プールじゃないんですね。これはかねてから議員の皆様方も直射日光の危険性等をおっしゃっておられますし、時代とともにそうした対処をする必要があると私は考えております。

それで、先ほど大川議員が全ての公共施設をそのまま更新することができない、そのとおりであります。私は人口減と税収減に備えて集約化、複合化をする必要がある。今回のインフラ長寿命化計画、国が示しております一番根元の計画は、PPPをしっかりと枠組みとして利用し、人口減、税収減に備えなさいというものであります。本町が抱えています公共施設の中で唯一と言っているか、本当にその可能性があるのが私はスポーツ施設だと思っています。老朽化が進む施設を中心に統合、譲渡、あるいは集約化を進めるべきだというふうに思っています。

なぜなら、民間活力の導入がまだ可能な分野であり、隣町でも民間の運営になっておりますし、佐賀県もそのように進めておられます。民間事業者により代替が可能な場合は譲渡する方法もあるでしょうし、民営化や施設の更新が必要な場合はPFIの活用ができると、こういった視点でこの体育施設がたまたま老朽化比率100%で体育館とプールがありましたので、プールについては屋外ではいけないという指摘もありますから、総量数を減らすために面積を縮めて、管理者も少なく複合化することが必要だと。ただし、これは武道館については、私はもともとは長寿命化の方向で、これは大川議員いらっしやいませんでしたけれども、昔は議論をしておりました。しかしながら、複合化するべきでないという御指摘もいただいておりますので、これについては中学校のその場所に置くことも視野に入れながら利用者目

線と考えていければと。ただ、案としては前も申しましたように、複合した形で一度つくってみますが、もし御意見として武道館について既存の場所で残しておくべきだという御意見が強ければ、そのように考えていきたいというような視点で、これは一つも変わってごいません。

以上です。

## ○2番（大川徹也君）

スポーツは心身を健全にするすばらしい機会です。本町にもスポーツを通して健全な若者が育っております。いろんなスポーツがございますが、スポーツの中にフットサルというスポーツがあります。室内で普通のサッカーボールよりも小っちゃなサッカーボールを使い、また人数も普通のサッカーの人数より半分ぐらいの人数で行うスポーツですが、なかなか使える体育館というのが限られているそうです。本町の上峰中学校すぐ北側にあります社会体育館は、老朽化といえどもまだ立派に建物、体躯は立派にしております。もし中心市街地活性化事業の中で体育館がイオン跡地に造られるのならば、この社会体育館、空いた社会体育館がこのようなフットサルができるような場所として検討されてもいいんじゃないかと思いますが、いかが思われますか。

## ○町長（武廣勇平君）

繰り返し申しますが、LABVの開発水準は要求水準としてまとめております。要するに、今の御提案は公共が公設でそのまま維持管理をしながらという御提案です。今後、町のほうで検討していき、議員の皆様方のアイデア等もいただく必要があると思いますが、基本的な指針としては、やはり既存のストックについては集約化をしながらよいまちづくりを進めていくべきだというふうに思っています。近頃、数年前にすば一く上峰の人工芝を張り替えてフットサルがプレーできるような環境は整えております。しかし、屋内での環境と望む声があることも承知しておりますけれども、フットサル人口が増えているという現状もお聞きしておりますし、皆様方の熱意によってそれを新たな体育施設を設け既存の施設を維持することが必要だという視点でいろいろ提案がある上では、町の判断としては今後あり得るのかなと思いますけれども、私は今はそういう視点にごいません。やはり集約化していくことが必要ではないかなというふうに思います。また、あれほど大きな建屋がフットサルに必要なのか、あれほど大きな高さといえますか、屋根の高さが必要なのかというのも疑問ですし、屋内施設を利用される方はフットサル場と比較されていないんじゃないかなというふうに思うところがあって、本格的なフットサル場が鳥栖市にもありますし、それと見比べた上で、その利用者の反応をお聞きしたいところでございます。

以上です。

## ○2番（大川徹也君）

今回の町長答弁の中に度々出てくる集約化ということですが、ここではどのような意味で

使っていますか。

○町長（武廣勇平君）

総量数の抑制という意味で使っております。すなわち保有量数を減らすということです。管理者が減りますね。また、延床面積が減るということでもあります。すなわち複合化することです。

以上です。

○2番（大川徹也君）

もう少し分かりやすく言いますと、この集約化する、総量数を減らす、そのことによって管理者数を減らすことができる、つまりなくす。例えば、上峰中学校北側の社会体育館においてはなくすという、ここでいう集約化はなくすという考えでよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

体育館の話がされているんですかね。今総量数の話をされましたので、床面積を減らすということが一般的に考えられることだというふうに思いました。

体育館については、今、何度も申し上げておりますが、可能性調査をする中でL A B Vとして開発水準に入れているわけですよ。目標水準か。どういう表現をしたらいい。開発水準ですね。そこで民間事業者さんと今後協議をする中で運営主体のめどができれば、それは非常によいことだと私は思っております。しかしながら、それができなかった場合は既存の施設の長寿命化ということもあり得るだろうというふうな認識です。

私はなかなか自治体もいろんな類型がありまして、大都市と地方中小都市は置かれている状況が随分違うのではないかとこのように思っています。大都市またはその近郊では資産価値がそもそも高くて資産を有効活用したり、貸付けたり、売却したり、広告事業等で税外収入を得やすいことから、財源確保が、もう本当取り組みがいろいろできます。また、資産価値が高いということはP F I、P P Pの取組もメリットがあるし、いろんなテナント誘致等も可能になります。しかし、地方都市、地方小都市ではなかなかP P P、P F Iの推進というのは難しいわけですね。一般に建て替えや大規模改修等の計画を立てるこそさえできない。要するに、めどをつけずに場当たりの対処をしていると。当然、補助金を必要とするから公共事業等総合管理計画をつくっておりますが、具体的な日付を明記できない。財源があったときに長寿命化するかぐらいの判断です。しかし、上峰町は非常に優位な場所にあつて、佐賀県の大動脈34号線と県道北茂安三田川線、1万9,000台と1万6,000台が通る場所はなかなか佐賀県にはありません。その三角州の分岐点にあつて使用料を取れる可能性が唯一あるのが公共施設の中でも私はスポーツ施設だというふうに思っております。より広域からの利用促進を図り、佐賀県の東部の分岐の地のスポーツ施設として佐賀県が育てたいプロバスケットボールチーム等を拠点化しながら維持管理していくことで、そこに可能性を見いだすことができるのではないかとこのような状況です。これがもし成就すればしっかりとその可

能性をどんどん前に出していきながら、スポーツを中心に、スポーツ市場というのはこれからまだ伸びがあるというふうに昨今言われております。伸びのあるこの市場の中で体育館を我が町のレゾンデートルにしながらしかりとまちづくりに貢献していくということが出来るんじゃないかというふうに思います。

我々が議論しているのはどうしても建設と設計、この手前の議論なんです。ライフスタイルコスト全体から見れば4分の1にすぎません。その中で維持管理運営を誰がやっていくか、これを官民連携でPPPの枠組みの中でパートナーを見つけていくという仕事のほうがより価値が高いし、より未来の世代に誠実な対応なんじゃないかと私は信念を持ってそう思っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

## ○2番（大川徹也君）

イオン跡地にできる新しい施設の中で体育館を大きな目玉の一つとして考えたいという町長の考えは分かります。私がここで問うているのが、従来の役割を終えるもの又はすでに終えたものの再度利活用について尋ねています。ですから、今、私が理解するには、イオン跡地に体育等施設を造るならば武道館のほうはまだ検討する余地はあるけれども、社会体育館のほうは集約化、つまりイオン跡地に新しい体育館ができれば管理の面、管理コスト等の面から社会体育館は不要であると、そういう今のところのそういう考えであるのかということ再度尋ねます。

## ○町長（武廣勇平君）

まだLABVで可能性の議論をしながらこれから配置図をつくっている段階で、確固たるパスもできていない状況での言及は避けたいと思います。仮定の話でいろいろ言葉が独り歩きして不安と心配を与えるということよりも、LABVでしっかりと事業構築したことについて、決定したことについて私どもは報告をしていく立場だというふうに認識をしております。

## ○2番（大川徹也君）

フットサルについてですが、フットサルはやはり小っちゃなサッカーですからなかなか新しい体育館等では受入れをされにくいという性質があります。しかし、古くなった体育館といえども立派な体育の上峰町社会体育館はフットサルが屋内でできる数限られた施設になるのではないかというふうに考えておりましたものですから質問をしてみました。

さて、この社会体育館のほかにプールのことも話しましたが、このプールは上峰小学校、町民プール、火事災害時の消火用の水源にもなります。また、災害時の本当に日常生活で最も大事なものと一つと言えるトイレ、マンホールトイレ用の水源にもなり得ます。このようなことから、上峰町がどのような計画を持つのか、また、このような話についてどういう反応をされるのかというのを尋ねてみたかったです。

さて、次に、今、上峰小学校前の道路が拡幅をされ、その計画の一部が実施されています



が、その途中にあるんですが、上峰町立ふるさと学館の道路を挟んで反対側にあります上峰町消防団第3部の格納庫についてですが、この格納庫については、この拡幅道路整備事業においてどのような処遇を受ける予定か、聞かせてください。

**○町長（武廣勇平君）**

3部消防団の格納庫がちょっと質問に上がるとはちょっと想定しておりませんでした、私が知り得る範囲でお答え申し上げたいと思います。

今の格納庫は建築基準法上建ってはいけないところに建っていると。要するに、法令を違反した形で建っているような状況だということに聞き及んでおりますので、それは行政としては絶対あってはいけないということですので、今後については、その道路拡幅工事等に合わせて、何というのかな、除却していくということになるというふうに関わり及んでございます。

**○2番（大川徹也君）**

消防団第3部格納庫が建築基準法上違反であるという点は、どの点をもってそうなりますか。

**○建設課長（高島真幸君）**

今、第3部の格納庫の全部とは言いませんが一部につきましては、公有水面上に建っておりまして、宅地上にないという状態になっておりますので、建築基準法には適さないということで町長のほうから説明がところであります。

以上でございます。

**○2番（大川徹也君）**

一部が公有水面上にあると、宅地ではないと、これは適さないということは、いわゆる建築基準法違反ということですか。

**○建設課長（高島真幸君）**

正式に違反ということまでちょっと私のほうで言及というか、調べたところじゃありませんが、不適格ということで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

**○2番（大川徹也君）**

消防団第3部格納庫、今度移転に伴いその処分についてどうされるだろうかということが地元上坊所地区で話し合われていたそうです。また、地元上坊所地区のほうから、もしあの格納庫移転終わったならば同地区で使用させていただけないかという相談が同地区よりありますが、町としてはどのように考えますか。

**○町長（武廣勇平君）**

まず、その建築基準法上のどういう状況にあるかが分からない限りはその先のことは申し上げられないと思いますし、仮定の話を重ねてまた言葉が独り歩きしてもいけませんので、

それをしっかりと後刻調べながらお答えを申し上げていきたいと思ひます。

**○2番（大川徹也君）**

これは地元消防団第3部格納庫があつた地元上坊所地区からの御相談でありましたので、今建築基準法等に照らしながら検討してみても回答するということでしたが、いつのタイミング、いつ頃回答をいただけるものでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

先ほど申しましたとおりでございます。しっかりと調べた上で対処すべきのことにしていきたいと思ひます。

**○2番（大川徹也君）**

時期ははっきりしないけれども、調べた後に回答をするということによろしいんですか。

**○町長（武廣勇平君）**

先ほど申し上げたとおりでございます。（「議長、じゃ、次に進んでください」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問事項の2番、町の情報共有について、質問要旨、町の行政情報が町民と十分に共有されているかという疑問があり、この情報の共有の取組を強化していくという観点から、HPや紙媒体の広報誌のみならずSNSを利用した利用促進についての町の見解を伺う。また、それと共にSNSの利用の計画の提案を行う。執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

大川議員の質問事項2、町の情報共有について、質問要旨1に関して答弁をいたします。

現在、当町でもSNSツールの活用は既に取り組んでおり、フェイスブックを活用した広報伝達であったり、新型コロナウイルスワクチン接種申込み受付にLINEを活用するなどの実績はございます。また、デジタル媒体の利用に不安のある方々である住民にも情報を受け取っていただくことができるよう防災行政無線による無線放送に加え、今年度からは地上波のテレビで九州朝日放送のdボタン広報誌の活用を行っております。従来からの紙媒体、それとアクセシビリティにより対応したホームページ、SNS、無線放送、地上波などにより重層的な提供体制が図られていると考えております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

**○2番（大川徹也君）**

紙媒体であったり、SNSであったり、いわゆるホームページであったり、上峰町はこのように町の情報の共有についてこういう媒体を使ってやっていますよと。

さて、実際これがどのくらい利用されてあるか、そういう評価をしたことがありますか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

町からの情報発信につきましては、毎週週に1回、広報会議というものを朝開催しております。その中で広報に関して出すもの、各課、各係から集約をいたしまして、その中でどういう種別、例えば、これは広報誌に織り込むべき、これはフェイスブック、ホームページに出すべきとか、あるいは公共施設へのポスター掲示をするべきとか、定例会見で町長に言ってもらわなければならないというような、そういうものを全て割り振った上で私ども広報に臨んでいるところでございます。ですので、掲出した件数だったり、その議論に上がったものなどにつきましては、全て集約をしているつもりでございますので、そこに上がったものに関しては全て承知しているというような形の状況でございます。

## ○2番（大川徹也君）

それでは、お尋ねをします。

広報「かみみね」におきましては、一律に全世帯に送られるものですから、これのカウンタについては問いませんが、上峰町のフェイスブックですが、フェイスブックにはどのくらい登録者がおられ、1日の平均アクセス、また月の平均アクセス、また年間のアクセス数、こういったものは統計としてありますか。

## ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今手元にはちょっと数字としては持ってございませんが、担当のほうにちょっと確認すれば分かるかと思いますが、確認したほうがよろしければちょっとお時間を頂戴したいと思いますが。（「早めをお願いします」と呼ぶ者あり）

## ○町長（武廣勇平君）

確認にお時間を頂戴している時間を活用させていただきながら、創生室長が答弁したことにフォローを入れていきたいと思っております。

まず、私どもはこの広報会議を始める前段で、千葉県流山市のマーケティング課を訪問いたしました。マーケティング課という課をつくられておられまして、全庁集約的な情報管理をされていると。自治体価値を向上させる取組だというふうにお伺いし、視察に行きました。そこには民間の広報担当者が、経験のある方が採用されていて、各課横断的に情報を吸い上げ、それを発信について振り分けているという現状を知りました。

マーケティング課がおっしゃっていたのが、マーケティングと広報は大きく違うんだという話であります。マーケティングは売上げと利益を上げることに念頭にしますが、広報は価値を向上させることだと。要するに、発出する情報についてもちゃんと整理してどのメディアに流していくべきかということまで考えていく必要があるというふうに私はそのとき感じました。よって、広報会議を設けた次第であります。

私どもが今情報を整理する中で様々な町の行事、ルーティンとなっている行事もありますし、時々新たな出来事が起きることもございますし、自ら作り上げる情報もあります。それをそれぞれホームページに掲載するか、議員がおっしゃるように、広報誌に掲載するか、定

例会見で地域メディアに発出するか、懸垂幕で町民に対して披瀝するか、フェイスブックへ掲載するか、あるいは行政無線等で発出するかを分けているところです。

私どもが考えているのは、SNSはどちらかというとフロー型メディアだということ。ホームページや広報誌はストック型メディアと呼ばれます。それぞれ特徴があつて、ストック型メディアのほうが検索エンジンとの相性はいいわけですが、SNSの情報は検索エンジンに引っかからないため、より多くの人、要するに、マーケティングに向いているのは、私どもの考え方の基本となっているのは、検索エンジンと相性がいいストック型メディア、ホームページ、あるいはそういうストック型メディアのほうが向いているんだという考え方に立っております。一方で、SNSは拡散がされやすい、シェアがされやすい、ファンの獲得がされやすいということがございます。また、リアルタイム性があります。そういったところで情報を整理し使い分けて選別しながら毎週会議をしているということでございます。以上です。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

すみません、先ほどのフェイスブックの件でございますけれども、大体年間の記事数、掲出回数としては300件ほどになります。それと1記事につきまして大体見られている方、これは興味があつたり興味がなかつたりで、その都度その都度で大体違うんですけど、大体300から1,000の間ぐらいで見られていらっしゃると。フォロワーとしては約2,500人ほどというふうに把握してございます。

以上です。

#### ○2番（大川徹也君）

フェイスブックはSNSの中でも実名を伴うものですから、非常に何というのでしょうか、うそがつきにくいとか、真摯な対応ができやすいSNSの一つだと思います。ただ同時に、実名が出ますので、使いづらい、使いたくないというSNSの一つでもあります。

そこで、最近は無料通信アプリ、同じ種類ですね、無料通信アプリでLINEと呼ばれるアプリケーションがあります。LINEと聞けば知らない人はいないと思うんですが、実際に国民の7割近い8,600万人がこのLINEの利用者と言われています。最近ではお隣のみやき町でもLINEの公式アカウントが開設されました。今、全国でこのLINEを公式アカウントを開設する自治体が増えてきているようです。それは利用のしやすさにまずあると思います。そして、個人情報を守られるという点もあります。

例えば、LINEの公式アカウントでどういったことが他の自治体が行っているかということですが、基本的に、多いのが災害情報、防災や、また子育て、またごみの分別、このような日常に即して情報が欲しいものが簡単に閲覧できる。また、例えば、新潟県の柏崎市というところがありますが、自分が欲しい情報に関するアンケートに回答すると、希望に沿った情報が随時配信される。また、子育て情報では、子供の生まれた年月を入力することで乳児、

乳幼児健診、子育てに関するセミナーなど、年齢に合った案内を受け取るができるそうです。また、ごみの分別検索などでは、どれに分別したらいいか分からないようなスプレー缶や、また植木鉢など、こういった分かりにくいもの、捨てたいごみの名前を入力すると分別情報や捨てる際の注意点が即座に返信されると、このようなものがあるそうです。また、和歌山県橋本市という自治体では、このスマートフォンアプリ、このLINEの市の公式アカウントを利用し、市の管理する道路や公園施設の破損、また陥没などの情報提供の受付を行っているそうです。

私も上峰町の道路、非常に老朽化してきていると実感します。小っちゃな陥没を含めると至るところにあります。こういったものがそんなに大きな手間やお金をかけなくて修繕できるようなものが多数ありますので、このようなSNSを活用した情報の共有、一方的な町の情報提供のみならず、町民からの情報の提供を受けることもできるというのがSNSのいいところでもあります。こういったことについて具体的に言いますと、このLINEの公式アカウントの開設についてはどう思いますか。

**○議長（中山五雄君）**

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思いますが、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

先ほどから言われておりますLINEにつきましては、先ほども申し上げたとおり、新型コロナウイルスワクチン接種申込み受付などで使用しております。それも上峰町宛てにということになりますので、そういったものに関しては既に取り組んでいるという形になっております。そのLINEの後、その後の利活用の方法ということでほかに双方向であったり、汎用性であったり、そういったものの形を御提案いただいているものかなというふうに認識をしております。

いずれにいたしましても、ちょっと今後、恐らくデジタルDXという形で町自体の基幹的なところを相当数、国の補助金をいただけながら見直していくことが今後想定されております。ここ数年かけての話になってくるとは思いますけれども、そういった際にそういうSNSツールであったり、御自宅からのパソコン環境からの申込みとか、そういったものをある一定程度見直していく局面があるやに私ども思っております。ですので、そういった際を見据えたところで現状あるサービスであったり、SNSを含めそういうデジタル環境含めて、トータル的に計画的に見直すようなことを考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

こ 以上です。

## ○2番（大川徹也君）

町の情報の発信、また受信、また双方向の共有についてSNSは非常に今からの時代、有効活用できるものだと思います。また、同時に、先ほど町長の答弁にありましたように、ホームページの大切さ、その価値、こういったものについても同様に並行してその中身を充実させていくべきものだと思います。また、そのホームページへ、例えば、SNSが今の若い人、特にまた今からの世代ですね、時代的にSNSから町のホームページへのリンクなど行っている自治体もあります。そして、このSNSやその町の自治体、ホームページへのこういう関連をつける、また、アクセスをしやすい一つのいいきっかけになる公式アカウントを作ることで。こういったことにつながるために私は使いやすいLINEの公式アカウントの開設について質問をしました。実際に町のホームページの充実も大事だと思います。今正直、町のホームページを私が見るときに、きれいな図柄にはなったんですが、今風の図柄になったんですが、個人的に使いやすいかと聞かれると、自分の中ではちょっとはてなマークがつかます。今、他の自治体のホームページを見ると、例えば、宮城県仙台市では、ホームページで幼保無償化の判定がそこでできたりします。また、奈良県天理市では、保育所入所手続をオンライン化で完了をすることもできるらしいです。また、東京都練馬区では、保育指数といいまして、子供が認定こども園などに入園する際の選考基準となる保育指数が見れることとなっているそうです。ちなみにこの保育指数は数値が高いほど入園しやすくなるということです。

このように、今DX、デジタルトランスフォーメーションと横文字で分かりにくいかもしれませんが、とどのつまりはこのオンライン、インターネットを使った、このオンラインサービスによってできる行政サービスの受付や手続は、もうそれでやっていきましょうということです。また同時に忘れてならないのは、こういう機器にやはり抵抗感があったり、なかなか意欲が湧かないそういう人や世代もあることと思います。

別府市はBEPFU×デジタルファースト推進計画というものを策定していて、情報技術、ITや人工知能AIを活用して市民サービスの向上を目指しています。そして、このデジタル化の波から取り残される市民をなくそうとスマートフォンの使い方を学ぶ講座も開いたそうです。電源の入れ方から会員制交流サイト、いわゆるSNSの活用まで幅広く習得をできるようにサポートしているそうです。実際に利用された御年配の方は、79歳の男性の方はSNSで写真を送る方法が分かった。東京に住む孫とのコミュニケーションがさらに楽しくなりそうという感想も上げてあります。

このように、SNS、特にLINEは非常に簡潔に簡単に使えることができるようになっていきますので、今、創生室長が述べられたように、今後デジタルトランスフォーメーションという国が進めるオンラインサービスで行政手続を簡潔化、また簡単にしていきたいと思います。

流れの中で、上峰町自身としてどういうスタンス、つまり今の話ではちょっと受け身で待つことなのかなと思ったんですが、こういったことを待たずにもできるんじゃないか、隣のみやき町さんもやっていたらいいことだしと思うんですが、もう一度そのスタンスについて考えを聞かせてください。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いろいろ町に応じていろいろな考え方あるんだろうなというふうには思っております。これがもう何年もしないうちに、多分恐らく今回の補正予算なんかでも上げておりますけど、もう既にデジタルDXに向けた予算をつけなきゃいけないような状況になってきております。ここで、ただ国のほうも補助金をつけるというのものもあるんですけども、仮にちょっと補助がついたとて今あるバージョンからまた新しいバージョン、今度クラウドに移行していくわけですね、デジタルDXになると。今あるその基幹系の機器からまたさらに上げなきゃいけないと。そしたら、一旦今あるシステムにお金出してまたさらにもう一回再投資するのかわという議論があったりします。ですので、そこをなるべく、どんどんお金いいということであれば、そういう選択肢もあるんでしょうけれども、なるべく機能的にかつ二重投資が少ない形で、しかも国が提供するようなサービスに直結していくような共通化、標準化、これに最短で近づくためにはどうしたらいいかということで、我々のほうでも常に考えているところでございます。ですので、サービス入れるというのはもちろん予算を費やせばできないことはないとは思いますが、ただ、そこで入れたとてまたシステムは変わるわけなんですよ。だから、そこでまた同じ投資を再度数年もかからないうち、本当に一、二年ぐらいの間だと思えますので、そこでまたさらにつぎ込むとなると二重投資というのはどうなんだろうなという考え方も片やあるという形で御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

#### ○2番（大川徹也君）

このSNSのそのよさの中で、町が情報を町民から受けれるということがあります。先ほど申し上げたように、和歌山県橋本市では市の管理する道路や公園施設の破損や陥没などの情報提供を受け付けていらっやいます。上峰町でもこれは必要だ、私はすぐにでも必要だと思います。こういったことがありました。もう今年の話です。何月やったか忘れたんですが、雨が降った、小雨が降っていたときみたいやったんですが、ある上坊所地区の方だったんですが連絡をもらいました。自分んちの家の前に直径が10センチ前後の穴が開いている、陥没をしていると。そこをベビーカーを押して通っていたお母さんと赤ちゃんがいて、車輪がその陥没した穴にはまってしまって、そして、ベビーカーに乗っていた赤ちゃんが飛び出たて落ちてしまった。こういったことがあったそうです。そして、私はすぐ、これは本当は地元の区長さんと一緒に陳情をするべきことかなとも思ったんですが、二度と同じようなことがあってはいけないと、すぐに緊急性を感じましたので、建設課のほうに事情を話

しました。すると、建設課はその日のうちにやってきて、その穴を埋めてくれました、セメントかなんかで。それで十分なんです。そんなに仰々しい工事は要らずそのくらいで十分なんです。

このように、お金を相当かけないでも直せる道路の修繕箇所というのは幾つもあります。本当に幾つもあります。しかし、直さないまま、そのままにしておくと大事故を起こしてしまい、また、生命に関わるような事故になる場合も考えられます。町としてはこのような情報、道路状況や公園の遊具施設の不具合も含めた、いろんな危険な環境に関する、環境のこういう情報を町民から町にもらうことについての考えを聞かせてください。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

すみません、先ほどから申し上げられているLINEの公式アカウントの件なんですけれども、これにつきましては、町で1つしか公式アカウントとして取れません。ですので、今ワクチンの接種を優先したところで、そちらのほうで利用していただいていると。これが終了したら、私ども広報企画係のほうで引き継いでホームページと連携させていくと、こういう予定であることをちょっと前もって申し上げておきたいというふうに思っています。

以上です。

#### ○2番（大川徹也君）

今、LINEですから簡単に写真が送信できるので、LINEが公式アカウントがまた新たに作られたときには非常に有益と思いますが、それまでの間、こういう状況、私も日頃から気づいたところは写真に収めていつ役場に送ろうかなんて思ってストックをしているんですけれども、こういう情報の提供、今の現時点ではどのような受付方ができると考えられますか。

#### ○建設課長（高島真幸君）

先ほどから道路の件が出ておりますので、私のほうから道路についてちょっと御説明のほうをさせていただきたいと思います。

道路につきましては、議員さんの言われるとおり、建設課のほうにお越しいただいて現地の特定を行うのが一番だと思います。それ以外にも一般住民さんから、もしくは地元の区長さんから電話等でここがこうなっているということで電話において場所の特定を行っております。また、一般の住民の方にも場所の特定について、近くに何がありますよとか、何とかさんちの前ですという形で場所の特定は現在できていると思っています。また、できない場合は連絡先等々を聞いて、行ったので、分からなかったもので、現地のほうで立ち合いをお願いしているところでございます。

以上でございます。

#### ○2番（大川徹也君）

町民が9,600人ほどいます。町民の皆さん方がよく歩いておられる方、散歩しておられる方、走っておられる方、普通にいろんな行事を行っている方、いろんな方が見られる、その



目が本当に生きてくるためにこのような簡易に役場に報告ができる、連絡ができるようなシステムが必要だと思っています。今、室長のほうから、また、担当の建設課長のほうから見解を伺いましたが、今の時点では写真等を役場のほうに送る方法というのは、そのフェイスブックに登録をして、そこから送るという形しかない、それ以外はもう電話や来庁してということになりますか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

ホームページ上でも各課のメールアドレスとか公開しておりますので、そちらのほうにメールをしていただいて添付で送るというのも十分考えられるやり方かというふうに思います。ですので、そういった御活用のほどをお願いしたいなというふうに思っておりますが。

以上です。（「議長、次に行ってください」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問事項の3番、町長の政治姿勢について、質問要旨、町が行っている大型事業、例えば、ふるさと納税事業、中心市街地活性化事業等の進め方及び議会での執行部と議員（議会）とのやり取りについて、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

御質問の趣旨をいろいろ考えながら申し上げますと、私の至らないところがあればそれを補いながら皆様から御指摘を受けて改善していくべきだと考えてございます。

以上です。

**○2番（大川徹也君）**

冒頭の壇上に上がらせていただき冒頭説明をさせていただいた中で申したことではあるんですが、事業、今回は特に大型事業について話をしますが、私たち議会は会社でいえば監査役員です。具体的な内容、また資料があって、監査、また審議、議会では審議ができます。今、上峰町の事業のやり方としては委託が非常に多いです。特に大型事業に関してはそうです。それで、委託が全て悪いということでもないとも思います。ただ、ここで問題となるのは、それだけの大きな金額、数千万円単位であったり数億円単位、数十億円、こういったものが今までの議会審議の中で、議案が付せられたときの議案審議の中で、委託をしているので、その内容については、その事業については委託先に任せているので、議会で答弁するものがないということが町長の答弁の中で少なからずというか多々ありました。こうすると議案を審議しようにも審議ができない。しかし、私たちは会社でいえば株主である住民の皆様に対して、その本来の私たちの責務が果たせていない状況にあります。そして、執行部も説明責任を果たしているとは言えないんじゃないでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

一般質問の答弁範囲についてのお尋ねだと思います。

補助金については、補助金の事務に関わる執行状況についてが回答範囲だということ。また、補助先のその運用については、補助先の中での協議、あるいは理事会、あるいは委員会等がありますので、そこで判断されるべきもの。私どもが委託として事業を契約している以上は仕様をつくっておりますので、その仕様についてのお尋ねは十分可能だと思いますが、細かなことは把握をしていない。なぜなら、補助金は補助運営先が事業主体。委託は我々が仕様を定めているという関係でありますので、そういうことで一度整理をさせていただいていると思いますし、これは上峰町だけの話ではなく、広く自治体、広範にそのような考え方で取り扱われているものだと理解をいたしております。

具体的なお尋ねの内容によるのではないかとということでございます。企業は企業のノウハウをお持ちであり、かつそのノウハウによってそれを保ち守りながら運営を続けているところもあります。法人等の競争上、または事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるようなことも含めた答弁はできないということで以前申し上げたとおりでございます。

**○2番（大川徹也君）**

数千万円、数億円、数十億円という大きな金額の元は、支出する元は自治体です。今、今議会で、今私の発言に関しては上峰町です。こういった支出を含めたこういう政治事の責任の所在はどこにありますか。

**○町長（武廣勇平君）**

暫時休憩をお願いします。質問の趣旨が分かりませんので、数千万円というのは何の拠出のことを申されているのか、数億円とは何の予算費目のことを言われているのか、数十億円というのは何のことをおっしゃっているのか分からない中で政治的責任はと言われましてちょっとよく分かりませんので、ちょっと確認をするために休憩をお願いしたいと思います。（「議長、休憩は要りません、私が説明します。議会で」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

町長、いいですか、それで。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたらどうぞ。

**○2番（大川徹也君）**

大事な時間を有効に活用するために、通常反問権というのはないんですけども、執行部側に反問権はないということですが、大事な時間やこの流れをそのまま、この流れで行くことがよろしいと思いますので、ここで話をします。

まず、私が今手元にあるのは、令和元年度の歳入歳出の決算書のほうなんですけれども、例えば、こういったことがあります。特に上峰町は中心市街地活性化事業でお金をたくさん使います。大型事業です。そして、その中で、魅力発信拠点づくり事業委託費30,000千円弱、また、中心市街地——ちょっと待ってくださいね、最後まで話します。魅力発信ウェブサイト運營業務委託40,000千円弱、移住・定住促進業務委託10,000千円、タウンチャンネル運営

事業5,000千円、チャレンジ企業支援業務が4,000千円、中心市街地活性化支援事業が17,000千円、これは委託費だけで1億円強です。そして、まずお尋ねがあったので、これらのことについて私は申し上げます。そして、この私が政治責任の所在がどこにあるのかというのは、これだけの金額を費やしてちゃんとした評価ができているのか、これを質問します。

○町長（武廣勇平君）

今の答弁をするためには令和元年度の決算書、また、そのときの議事録で答弁していると思いますので、確認する時間を、暫時休憩をお願いしたいと思います。きちっと説明をいたします。

○議長（中山五雄君）

大川議員、暫時休憩をしてきちっと説明をするそうですが、いいですか。（「私は構いませんが」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

皆さんにお諮りします。ここで執行部からの暫時休憩願いが出ておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで、これから暫時休憩をします。暫時休憩。

午後5時14分 休憩

午後6時10分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。一般質問を再開いたします。

執行部の答弁のほうからお願いします。

○町長（武廣勇平君）

お時間をいただきましてありがとうございました。

大川議員からの御指摘がありまして、平成元年度の決算委員会におけるやり取りを整理しておりました。まず、（「令和元年」と呼ぶ者あり）失礼しました、令和元年ですね、令和元年の決算において、まず、ここに先ほど指摘された事業についての御説明をまず申し上げて、決算委員会での質疑についても申し上げていきたいと思っております。

まず、魅力発信拠点づくり事業28,567千円、また、魅力発信ウェブサイト運營業務委託38,720千円につきましては、地方創生推進交付金といいまして国からの交付金事業でございます。中身は魅力発信拠点づくり事業28,567千円がDMOの推進7,190千円、DMOの推進活動費1,050千円、イベント開催費11,100千円、デジタルマーケティングプロモーション2,660千円、DMOの事務所経費3,970千円、合わせて消費税を掛けますと28,567千円になります。また、魅力発信ウェブサイト運營業務委託、これが38,720千円、上峰町魅力発信ウエ

ブサイトの構築費が15,750千円、PR費用が16,250千円、上峰町特設サイト運営管理費が6,720千円、合わせて、これも消費税掛けますと38,720千円ということになります。

また、御指摘ございましたタウンチャンネル運営事業につきましては4,998,510円、これは議会中継でございます。チャレンジ企業支援業務はアンテナショップを開設しております。猩々というお店でありますけれども、4,026千円、中心市街地活性化支援業務委託料、これが9,828千円とその2というふうに次ページに書いておりますが6,600千円。これは9月30日で消費税の切替えがありましたので、業者委託した部分は日付によって分かれているという形になっております。中身については、募集要項の作成、用地交渉関係費用、また、PFIにおける民間事業者とのサウンディング等をお願いしております。また、人口ビジョン総合戦略支援業務が3,300千円、移住・定住促進業務委託が10,000千円、これは年賀状、特に新しいふるさとという動画をつけた年賀状をつけたので、動画仕様に関する委託料と手紙の書き方教室をセットにしております。

今申されました中身については、予算委員会において議長様自ら予算委員会ということできっかりとチェックをしていただきたいと、思い残すことがないように全てに目を通していただきたい。どうかよろしく願いしますというまず冒頭の御挨拶がある中で、それぞれ質問がされております。大川議員も質問をされております。ポータルサイトの管理、また、ポータルサイトの管理についても御質疑がっておりますし、魅力発信づくり事業については、王将戦、トレラン等のイベントだということで御説明をさせていただいております。移住・定住については、町に人を寄せることの趣旨で温かさをしっかり強調した移住・定住をベースにした発信をするということにこの年は心がけておりました。なぜかいいますと、ふるさと納税の広報費については経費カウントされるということで直接的なものは駄目だということで移住・定住促進に絡めたPRというふうに切り替えた年でありました。また、タウンチャンネル運営事業についても大川徹也議員御質疑されていまして、議会中継等についての予算だということをお伝えをしております。

また、他の議員からも、原議員から中心市街地活性化支援業務委託料については、コンサル、アドバイスの委託料だということで御説明しておりますし、基本計画等の策定等をするということを説明しております。また、原田議員から人口ビジョン総合戦略策定支援業務についてはお尋ねがありまして、5年間の継続費用ということで中身の説明をしております。鈴木議員からは、チャレンジ企業支援業務委託料の内容について質問いただいておりますし、アンテナショップをつくり、新商品をそこに掲示しながらPRをするということで説明をしております。また、吉富議員から中心市街地活性化支援業務委託料のお尋ねがありまして、御説明をこのときしているわけでございます。

申し訳ないですけれども、令和元年度の予算委員会で全ての質疑が交わされたものというふうに私ども思っておりますし、また、これは決算においてもチェックをされているものと

思います。決算委員会の状況まではちょっと時間の関係から調べておりませんが、必要であれば後ほど御説明申し上げますけれども、やはりこうやった質疑を交わして元年度の予算について承認いただき、決算について御承認いただいた経緯を前提にして質疑を交わしていただけなければいけないと思いますし、議会がチェックができていくかという話をされました。これはもう議会のお話なので私がいろいろ言うべき立場ではありませんけれども、私どもが説明ができていないと言われるのは訂正をぜひここはお願いを申し上げたい。先ほど申しましたとおり、細かく説明をしているつもりでございます。そのときに質問がなかったものについては答えないことはあろうが、その機会をちゃんとつくりながらこうやってやり取りをしているということを改めて認識していただいて、町の説明不足というところに関してはですね、これは我々の説明がちゃんとされているかいないか非常に重要な言葉だと思っていますので、ぜひ訂正方お願いしたいと思います。

以上です。

## ○2番（大川徹也君）

議論がかみ合いませんね。私が政治の責任の所在について問うているのはそういったところじゃないんですよ。そういったところは当然私もそのくらいの記憶力はありますよ。そういったこと、質疑応答があったということを私がどういった質問をしたかとか、その程度は覚えています。

ここで言っているのはですね、これだけの予算をかけて行ったこれらの委託事業について、まず評価をしているのか、そういったところですね。評価をするのは執行部の責任だと思っています。そこをまず質問したんですね。ですから、このようなちょっと時間をかけて残りの時間がもうこれ、本当に貴重な時間ですので、評価をしているのか、まずお伺いします。

## ○町長（武廣勇平君）

暫時休憩をお願いいたします。理由は先ほど説明が足りないという話の文脈で我々説明したと思っていましたので、時間を取りましたが、説明をしていないという発言はなかったとおっしゃっていますので、確認をさせていただいて、もしその部分がなければ我々、私は陳謝いたしますが、もし説明がされていないという発言があれば、その部分について訂正をぜひお願いしたいと思います。

## ○2番（大川徹也君）

まず、町長はもう少し全体を捉えてほしいと。一つの言葉にあんまりちょっと反応し過ぎらずにですね。まず説明責任の話はしましたよ。説明責任は執行部にあります。ただ、今回は、この休憩の前の話は政治の責任というのは基本的に所在はどこにあるのか、それは町執行部であり議会でありますよ。そして、ただ、執行部のこういう、何といいますか、事業に対してこういうことをやります、これだけの予算つけます、それは執行部の権限ですから。しかし、そこで責任が終わったわけじゃない。責任は評価して本当にそれだけの価値があったの

かとか、そういったところも含めて政治の責任だと思うんです。そういったところを尋ねたかったんですね。

○議長（中山五雄君）

もう時間がありませんから簡潔に。

○町長（武廣勇平君）

議論がかみ合わないと言われました。私どもは説明がされていないという発言はあったものだから、説明をしたという記憶もありましたし、メモもこうして残っております。この点について説明が足りないという発言がなかったかのような御質疑でございますので、この点はちょっと確認させていただいて、説明がなかったというような誤導につながるような発言だけはちょっと訂正していかなければいけないのじゃないかなと思いますので、時間を暫時休憩いただきたいと思っております。

○議長（中山五雄君）

今、町長からの暫時休憩ということになっておりますが、皆さんたちにお諮りします。これに対して異議はございませんか。（「もう時間がない」と呼ぶ者あり）時間は過ぎておりますけれども、ちょっと特別にということでのままではあれということですから、いかがいたしましょうか。もう皆さんたちが、いや、もうこれはこれで打ち切れということになります。（「私は打ち切ってほしいと思います。次の議会もありますので、そのときまた質問をし直していただければと思います」と呼ぶ者あり）ちょっと暫時休憩と異議ありが出ておりますから、採決をしたいと思っております。

暫時休憩をするのに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立1人です。暫時休憩はしないということで、これで打ち切りたいと思っております。

一般質問がこれで全部終了しました。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変お疲れさんでした。

午後6時23分 散会